

令和5年第8回坂町議会定例会

会 議 録 (第2号)

1. 招 集 年 月 日 令和5年9月4日 (月)

2. 招 集 の 場 所 坂町議会議場

3. 開 会 (開 議) 令和5年9月5日 (火)

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員 (11名)

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 1番 折 中        智 君  | 2番 岡 村 繁 範 君  |
| 3番 縫 部 逸 都 君       | 4番 池 脇 雅 彦 君  |
| 5番 向 田 清 一 君       | 6番 末 吉 克 巳 君  |
| 8番 光 岡 美 里 君       | 9番 中 川 ゆかり 君  |
| 10番 柚 木        喬 君 | 11番 奥 村 富士雄 君 |
| 12番 川 本 英 輔 君 (議長) |               |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員 (1名)

7番 安 竹 正 君

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |                |
|-------------|----------------|
| 町        長  | 吉 田 隆 行 君      |
| 副 町 長       | 村 上 明 雄 君      |
| 教 育 長       | 枝 廣 泰 知 君      |
| 技        監  | 錦 織 直 紀 君      |
| 情 報 政 策 監   | 鳴 川 雅 彦 君      |
| 総 務 部 長     | 車 地 孝 幸 君      |
| 民 生 部 長     | 藤 本 大 一 郎 君    |
| 教 育 次 長     | 坂 本 孝 博 君      |
| 総 務 課 長     | 西 谷 伸 治 君      |
| 企 画 財 政 課 長 | 山 本        保 君 |
| 税 務 住 民 課 長 | 河 野 宏 明 君      |

|            |       |
|------------|-------|
| 民生課長       | 宮本隆一君 |
| 保険健康課長     | 増木梨江君 |
| 環境防災課長     | 窪野稔君  |
| 産業建設課長     | 川上宏規君 |
| 都市計画課長     | 松谷展裕君 |
| 学校教育課長     | 藤原文代君 |
| 生涯学習課長     | 福嶋浩二君 |
| 会計管理者兼出納室長 | 槇尾伸君  |

~~~~~○~~~~~

7. 本議会に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|--------|-------|
| 議会事務局長 | 西谷信樹君 |
| 主 事 | 梅田勝平君 |

~~~~~○~~~~~

8. 議 事 日 程

議 事

|      |        |                                    |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 |        | 「一般質問」                             |
| 日程第2 | 議案第48号 | 「令和4年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」         |
| 日程第3 | 議案第49号 | 「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」 |
| 日程第4 | 議案第50号 | 「令和4年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」    |
| 日程第5 | 議案第51号 | 「令和4年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」   |
| 日程第6 | 議案第52号 | 「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」  |

~~~~~○~~~~~

9. 議 事 の 内 容

(開会 午前9時58分)

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

互礼

(一同「おはようございます」)

○議会事務局長(西谷信樹君) 御着席ください。

○議長(川本英輔議員) 皆さん、改めましておはようございます。今日は定例会2日目に入ります。傍聴席の皆様におかれましては、ようこそおいでいただきました。

また、コロナ感染予防対策で休止しておりました各小学校6年生児童の傍聴が再開され、このたびは坂小学校6年生児童の皆さんが4年ぶりに傍聴に来られました。分からないこともあろうかと思いますが、しっかり議員さんの質問、町長さんの答弁など、分かる範囲内で理解していただきながら、短い時間ではありますが、少しでも学習に役に立てればと思っております。よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員は11名であります。

会議成立のための定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

お手元に配付しております質問通告表のとおり、11名から13問の質問事項が通告されております。

なお、本日は安竹議員から欠席届が提出されておりますので、坂町議会会議規則第62条第4項の規定により、安竹議員の一般質問の通告は効力を失っております。

それでは、順次、発言を許します。

なお、質問の際には要点を絞って御発言願います。

また、再質問は5問までといたします。

8番光岡美里議員から「防犯機能付き電話の購入設置費へ補助を」について質問願います。

光岡議員。

○8番(光岡美里議員) 「防犯機能付き電話の購入設置費へ補助を」の件について伺います。

高齢者等を狙った電話による特殊詐欺が毎年のように発生している中、被害抑制に向けた対策として、防犯機能付き電話の購入補助が各自治体に広がりを見せています。

防犯機能付き電話機は着信音が鳴る前に電話をかけてきた相手に「犯罪等の被害防

止のために通話内容を録音します」等の警告メッセージを流します。メッセージを聞いた犯人は録音を嫌がり、着信音が鳴る前に電話を切ってしまうため、犯人からの電話が来たことに気づかずに詐欺被害を防ぐことができます。

広島県警の発表によりますと、令和5年6月末時点での県内の特殊詐欺被害認知件数は前年同比で57件増加の158件、うち坂町内はゼロ件、被害額は前年同比8,712万円増加の5億1,084万円となっており、増加の一途をたどっています。

近年では、特殊詐欺の中でも現金を受け取りに行く受け子が必要とせず、電話だけで詐欺行為が完結する還付金詐欺が最も被害件数が多い状況にあります。そのため、このまま将来にわたって被害を出さないためにも、防犯機能付き電話の普及に取り組んでいく必要があると考えますが、町当局の考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「防犯機能付き電話の購入設置費へ補助を」の件についてお答えをいたします。

近年の高度情報化や少子高齢化の進行により、消費者を取り巻く環境は大きく変化し、商品や選択の幅が広がり、便利になる反面、消費者問題も複雑・多様化し、手口も巧妙化しています。

このことを踏まえ、本町では平成22年度から消費生活相談窓口を設置し、相談に対する問題解決のための助言やあっせんを行うとともに、防災行政無線による注意喚起や被害を未然に防止するための情報提供など、消費者の正しい選択につながる情報を提供しているところでございます。

御質問の、特殊詐欺による被害を出さないためにも防犯機能付き電話の普及に取り組む必要があるについてでございますが、町といたしましても特殊詐欺による被害が年々増加していることに対し、被害を未然に防止することが特に高齢者世帯の保護や安全・安心につながると考えており、県費補助の消費者行政活性化事業を活用しながら取り組むこととし、昨日、補正の御承認をいただいたところでございます。

補助事業の対象者は65歳以上のみの世帯、30世帯分でございますが、利用状況に応じて来年度以降も引き続き事業実施をしてまいりたいというふうに考えております。

事業の開始時期は、補助要綱等を定めた後、10月をめどに実施する予定といたしております。その際には、消費生活相談員や民生委員、社会福祉協議会、住民福祉協

議会などを通じて消費者にしっかり説明をしていき、消費者保護の効果が発揮できるよう努めてまいります。

引き続き、消費者行政担当部署、福祉関係、医療・保健関係、警察・司法関係及び学校・教育関係など、町内外における関係部署間との連携を深め、消費者行政の強化に努めてまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 補助を望んでおられる声を複数いただいておりますので、大変喜ばれる事業であると感じております。

そこで、支給対象についてお伺いします。

65歳のみ30世帯が支給対象というふうになっておりますが、町内の65歳以上の総世帯数は何世帯でしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

65歳以上のみの世帯でございますが、8月末時点で1,945世帯でございます。以上です。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 支給対象を30世帯分とされておりますが、65歳以上のみの世帯が1,945世帯ある中で、30世帯とした算出根拠をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、こちらの補助を行っております関係市町の今年度の交付申請状況を調査いたしました結果、また、近隣の町の対象世帯が大体20件から30件ということでございまして、現在の申込みが8月末時点で約65%から80%というような形になっております。そちらで半年間でほぼ当初の見込どる件数が見込まれるということから、あと残るこの半年間で町のほうは30世帯を、30件についてやっということうことで決めております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） では、補助の内容についてお伺いします。

補助額は1世帯当たり幾らかですとか、上限や補助率などをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

消費者行政活性化事業につきましては、県の補助事業でございまして、防犯機能付き電話機や、今ある電話に附属として取り付ける自動録音装置、こちらの購入した費用に対して2分の1を補助いたします。上限額は1万円といたしておるものでございます。件数につきましては、先ほど申しました30件でございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 光岡議員。

○8番（光岡美里議員） 65歳以上のみの世帯が1,945世帯であることを考えると、30世帯以上の申込みがある可能性もあるのではと考えます。予算以上の申込みがあった場合は今年度内で対応してもらえるのか、あるいは来年度に持ち越されるのか、御対応をお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、電話機へ取り付けます自動録音装置のお値段が定価で約1万円から1万4,000円、録音機能付きの電話機自体の定価が1万3,000円から2万円程度でございます。こちらを半額の補助をした場合に、上限額にはいかないということで、1万円を上限とした場合に、現在、30万円の予算がございしますが、若干その世帯数が現在の30世帯よりは多めにいくことも見込んでおります。また、それでも足りない場合には、申請状況を確認しながら、県のほうに現在の補助金が余っておるようであれば、変更申請等を行いまして、活用をいたしたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「小中学校における学力向上の取組について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 「小中学校における学力向上の取組について」お伺いします。

本年7月31日に文部科学省は全国学力テストの結果を公表しました。広島県の平均正答率は、中学3年生が英語と数学で全国平均を下回り、国語は平均水準、小学6年生は国語、算数ともに全国を上回りました。

このような中、坂町は県内23市町村別の平均正答率において、中3の国語、数学とともに第1位、小6の算数で第1位、国語で第2位、小中学校ともに大変すばらしい結果を出しました。

坂町第5次長期総合計画で設定した全国平均値比較プラス5%の目標値についても、中3の英語を除いて小中学校ともに大きく目標値を上回っています。特に中学校については、令和元年度と比較して、国語はマイナス3ポイントからプラス5.2ポイント、数学はマイナス2ポイントからプラス12.0ポイントと飛躍的に向上しています。

そこで、教育委員会にお尋ねします。

1点目、今回の結果についてどのように評価・分析されましたか。校種別でお答えください。

2点目、今後も継続的に学力を維持していくためには、新たにどのような取組が必要であるとお考えですか。校種別でお答えください。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「小中学校における学力向上の取組について」の件についてお答えします。

文部科学省が全国の悉皆調査として実施される全国学力・学習状況調査が令和5年4月18日に行われました。対象は全国の小学校第6学年、中学校第3学年で、今年度の調査内容は小学校が国語と算数、中学校が国語と数学と英語でございました。出題範囲は、調査する学年の前の学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容はそれぞれの学年・教科に関し、1、身につけておかなければ、後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり、常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等、2、知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のために構想を立て、実践し、評価・改善する力等に関わる内容でございます。

この学力調査により測定できるのは、学校における教育活動の一側面であることを踏まえ、現在、各校において分析を進めている状況でございます。

御質問1点目の、今回の結果についてどのように評価・分析されましたか。校種別でお答えくださいにつきまして、小学校の国語においては、話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと等の全領域についてバランスよく力がついておりました。算数にお

いても、数と計算、図形等の全領域について全国平均値を上回り、全ての領域において、バランスよく力がついておりました。

中学校については、国語、数学においては小学校同様、全領域について全国平均値を上回り、全ての領域においてバランスよく力がついておりました。英語においては、特に聞くことについて課題が見られました。

本町は礼節を重要視することにより、授業に集中して取り組める環境が保たれており、また、児童生徒と教職員、児童生徒相互の信頼関係を構築するよう努めております。

こうした中、意見交換を大切にする雰囲気ができ、児童生徒の学ぶ基盤づくりに寄与していると捉えております。

御質問2点目の、今後も継続的に学力を維持していくためには新たにどのような取組が必要であるとお考えですか。校種別でお答えくださいますと、先ほど御説明いたしました分析に基づく課題に対応するため、学校種ごとに組み立ててまいります。

その方法といたしましては、小中学校共通してICT環境を最大限に活用するとともに、電子黒板やデジタル教科書等の新たな教材や学習活動等も積極的に取り入れ、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めてまいります。

また、これからの予測困難な時代を生き抜くため、解き方があらかじめ定まった問題を効率的に解ける力を育むだけでなく、獲得された知識を礎としながら、発達段階に応じて、自ら問いを立てて解決を目指していけるよう、課題解決型の教育を進めてまいります。

今後も、全ての基盤となる「礼節を基本とした教育」を引き続き推進し、子供たちの確かな学力の定着を図ってまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 今回公表された結果ですけれども、教育委員会としての分析、あるいは学校、その他もあろうかと思えますけど、まだこれからそういった分析がなされるということですので、これはお願いしたいというふうに思っております。

こうした子供たちの活躍、今日も傍聴に来られていますけれども、私たち町民にとりまして大変うれしく、また、誇りに思っています。今日、傍聴席におられる小学

6年生の皆さん、ぜひ中学生になっても頑張ってください。よろしく申し上げます。

さて、今回は学力成績がクローズアップされています。先ほどの御答弁にありましたとおり、今回の学力という側面というのは学校教育活動における一側面であると私も感じております。

こうした中で、坂中学校は昨年度はサッカー部が県大会で優勝し、また、本年度は8月の中国大会において陸上競技部が男子400メートルリレーで優勝するなど、運動部において素晴らしい競技成績を上げています。これは文化活動の部も一生懸命やられていると思いますが、こうした文武両道の活躍について、教育長はどのようにお感じになられていますか。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 文武両道の教育ということでございますが、本町は礼節を大切にしていって、礼節を基本とする教育を一つ大きな柱にしております。これによって、学業面であれば、例えば授業に集中するであるとか、宿題を頑張る、また、試験も最後までしっかり解くといったような姿勢を子供たちが身につけてきてきているものと考えております。

また、部活動においても、これは特に仲間づくりの面も大きいわけでございますけれども、しっかりと自分の記録を伸ばすのみならず、周りとの協調性、そういったものも育ていける、これが礼節を基本とした教育の本質でございますので、総合的にこれからも子供たちには友達や先生との信頼関係の中でしっかり仲間づくり、学業、部活動に励んでもらいたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 力強いお言葉であると思います。

それで、吉田町長、この子供たちの頑張りについて、どのようにお感じになってるかちょっと一言いただけますでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、教育長が申したとおりでありますけれども、子供たちもしっかり勉学のほうも、あるいはまた部活動のほうも、体育、文化を問わず一生懸命前を向いて頑張っておるというふうには認識をいたしております。

これからも、やはり子供は我々の宝でございますし、将来を担う人材にもなってく

るわけであります。そのためにも、可能な限り教育環境の整備にも行政の立場からしっかりと努めていきたいというふうに思っております。頑張ってくれると確信をいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 9番中川ゆかり議員から「広島呉道路4車線化に係る町道整備について」質問願います。

中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 「広島呉道路4車線化に係る町道整備について」の件をお伺いします。

広島呉道路4車線化事業は4車線化に伴う代替機能などの機能強化が図られ、防災面では地域との連携により重要な役割を果たすと考えられています。

また、安全性や定時制の確保、観光や流通の面においても、地域の活性化や利便性の向上に大きく貢献することが期待され、坂工区においては令和4年3月に工事着手され、令和8年完了予定に向けて進められています。

この工事に伴い、植田第2高架橋に係る町道植田6号線は、現在、一部通行止めとなっており、工事完了後には植田本線側が階段になるとお聞きしており、これまでの形状より利用しにくくなることに大きな不安を感じていると近隣住民から伺っております。

植田6号線を階段にせず、道路幅員を広げ、植田1号線や植田4号線を利用し、植田本線や側道線に車両が通れるようにしていただきたい。近隣住民や土地所有者は協力的かつ前向きな考えをお持ちです。

この付近は空き家、空き地も多く、人口減少対策にも寄与するのではないかと考えます。

町当局のお考えをお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「広島呉道路4車線化に係る町道整備について」の件についてお答えをいたします。

広島呉道路は平成30年7月豪雨により大規模な土砂崩壊が発生したことにより、JR呉線、国道31号も通行止めとなり、救援活動や復旧に支障を来すとともに、国道31号では交通集中により連日大渋滞が発生し、地域社会や地域経済に大きな影響

を与えたことから、暫定2車線区間の機能強化による防災・減災対策として、平成31年3月に4車線化が事業化され、工事を進めているところでございます。

御質問の、植田第2高架橋の建設に影響する町道植田6号線の復旧計画につきましては、西日本高速道路株式会社が階段にする計画で提出をされておりますが、復旧後の町道管理において、復旧前に近い幅員や道路勾配で管理したいと考えておりますことから、再度、西日本高速道路株式会社と協議を行っているところでございます。

また、町道植田6号線の延長は約135メートル、幅員は町道植田本線と接続する起点から40メートル地点までは車両が通行可能な3.8メートルから2.3メートル、それ以降の約95メートルは1.5メートル程度でございます。車両を通行させるには2.5メートル程度が必要ですが、拡幅に当たり、一部の区間では高低差が大きく、用地の確保も難しい箇所があることや、植田6号線の沿線の土地利用につきましても、今後の変化はほとんどないものと考えておりますことから、現在進めております都市防災総合推進事業や通学路緊急対策推進事業などを優先をして道路事業に取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） まずは階段ではなく、復旧前に近い幅員や勾配で管理したいということで、まず安心しました。

勾配については、植田1号線の狐田方面から4号線へ入る入り口とか、西本宅の前なども十分に勾配はきついで、6号線の勾配も十分に可能だと思います。車両道に可能な勾配について分かりやすく説明をお願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

車道の勾配ということでございますが、道路構造令というものによりますと、道路を新設などをする場合には、安全かつ円滑な通行を確保できる道路構造の技術基準を定めたものでございまして、平成23年の道路構造令の改正のときに地方自治体への条例委任がございまして、そのときに、平成24年に坂町のほうも町道の構造の技術的基準等を定める条例を施行いたしております。その町で定めた条例におきましても、勾配につきましては最大で12%ということでございまして、道路構造令の最大値と同じでございます。

現在、議員さんおっしゃられたような植田1号線でありますとか、4号線もござい
ますが、大体15%程度やはりございまして、4号線につきましては15%から2
1%ございます。

今回、この植田6号線につきましても、15%から21%の勾配となっております
て、安全で円滑な通行というものは現状では確保されていないような状況でござい
ます。
以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 丁寧な説明ありがとうございます。

しかし、ちょっとパーセントで言われたので、角度とかで言っていたほうが
分かりやすかったかなというふうに思いました。

拡幅に当たり、高低差が大きくて用地の確保が難しい箇所があると答弁でおっしゃ
ってましたが、私が現地視察したところでは、現在、上下に宅地がある箇所なども御
協力いただけるというふうに聞いておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

答弁で申しましたその用地の確保が難しい箇所と申しますのは、植田本線を入り口
として上に上がって行って、大体60メートルぐらいの辺りに、1軒目に道路の上側
におうちがございまして、その向かい側が一段下がったところへもう1軒おうちがござ
いまして、そこの道幅は1.5メートル程度でございまして、高低差が3メートルを超
えておりますことから、現在、歩行者でありますとか自転車、バイク等が通られよ
ると思うんですが、現在の今の道路の構造物が石積みでちょっとしっかりした構造物
ではございません。車両を通すとなりますと、そちらの構造物いうものはやっぱり安
定した構造に変えていかなきゃいけない。その3メートルを超えた場合に、例えばブ
ロック積み等で施工した場合には、1メートルの高さに対して50センチほど寝かす
ような勾配、いわゆる5分という勾配でございまして、こちらのほうでやっていかな
きゃいけないということで、1.5メートル程度の用地が道路の肩から必要になってま
います。

下側の土地につきましては、今、道路の石積みから家屋までが約1.5メートル程
度ぐらいしかございませんので、そちらを構造物で造ろうと思ったら、家の基礎にか
かってくる可能性もございまして、上り側のお宅につきましても、道幅を広げて、ま

た擁壁をつき替えるというような工事もかかってきますことから、用地がかなり縮小されてくるということでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 先ほど課長がおっしゃってた、住んでられる住居がござい
ます。その方も言われるのには、いや、うちは土地を家のぎりぎりまで出してもええ
んじや。あの石垣を直せ言われるんじやったら、うち方が直すよというふうなすごい
積極的な考えをお持ちだということはお伝えしておきます。

次の質問ですけど、現在、西日本高速道路と協議を行っているということですが、
そもそも地域住民への説明会等を行うべきだと思いますが、その点はどのように考え
ておられるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） 地域住民への説明会ということでございますが、NE
XCO西日本さんもそういった説明会等は順次しておるところでございますが、今回、
そういった今の階段を先に計画をされたということで説明に行った際には、住民説明
会は必要ないというようなことございまして、そうではやっぱり皆さんに周知がで
きないというふうに町も考えております。

今の高架下のNE XCOさんの土地を有効に活用して、今、6号線の復旧の計画を
検討していただいております。こちらのほうが計画がまとまりましたら、そういう旨
をNE XCO西日本さんのほうへ働きかけて、説明会のほうをしていただくようお願い
してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 中川議員。

○9番（中川ゆかり議員） 有効な手だてをいろいろ考えていただきたいなと思
います。決まってから住民に報告するのではなく、こういうふうにしよ
うと考えているが、どうかみたいな、お互いの考えというか、通るの
は、道を造るのはNE XCOさんでも、そこを利用するのは近隣住民
ですので、しっかり声を聴いてあげてほしいなというふうに今の答
弁をお聞きして感じました。

答弁に6号線の沿線の土地利用についても、今後、変化はほとんどないもの
と考えられるというふうにありましたが、このたび質問させていただいたのは、
6号線界限

の空き家や畑を含めた地域住民の方々、また、4号線の近隣住民や空き家、農地所有者の要望はもちろんのことですが、さらには、4号線を利用し、デイサービスの送迎などを行っている軽自動車など、現在だけの利用者だけではなく、すぐには利活用には結びつかないかもしれませんが、10年後、20年後を見据え、親から子へ、子から孫へとつなげていきたいという思いから、私有地の協力を惜しまず、長い目で見た6号線の近辺だけでなく、その周辺にお住まいの方々の利便性や活用を考えてのことだと思っております。

先ほどから答弁いただきますと、難しいというような前向きな答弁ではありませんが、この地域住民の思いを御理解していただいた上で、西日本高速道路と協議していただき、地域の声も聞いていただきたいと思います。

また、坂町にはこのような町道が多くあることも皆さん周知のことと思っておりますので、6号線を試験的に車両道に整備してみたいかと思いますが、町長に答弁いただきたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） この案件につきましては、いろいろ報告を受けておりますけれども、全体的に確かにおっしゃるとおり坂町内は道路が狭隘ということになっております。これらを全体的に整備をしていくためには、やはり確固たる財源も必要になってくると思うんですね。そういう観点もしっかりまた、いつも私の施政方針の中にも入れておりますけれども、どうしても必要になってくるということになると、より多くの町民の皆さんのやはり御理解、合意、コンセンサスをしっかり取った上で、やっぱり財源の捻出をどうあるべきかということを考えながら、そして将来にわたって、10年後、20年後、30年後の坂町をどういうふうにつくっていくかということを一体的に考えていかなければならないのかなというふうに思っておりますし、また今の植田のこの案件につきましても、道路ができたならどういうふうな地域の方はまちづくりをしようとしておられるんかということもしっかり受け止めながら、総合的に判断をしていければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 坂小学校児童の皆さんの入替えを行いますので、暫時休憩いたします。

再開は10時50分とさせていただきます。

(休憩 午前10時41分)

(再開 午前10時50分)

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 11番奥村富士雄議員から「広島文化学園大学との包括連携協定締結を」について質問願います。

奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 「広島文化学園大学との包括連携協定締結を」について質問いたします。

今年7月、府中町と広島文化学園大学が災害時や防災教育に関する協力協定を締結しました。先を越された感がします。平成29年に広島修道大学と包括連携協定を締結していますが、6年を経過している中、その実績はどうなのでしょう。

広島文化学園大学のキャンパスがある呉市や広島市安佐南区は、既に大学との包括や連携協定を結んでいます。町内には人間健康学部のキャンパスのある坂町は連携協定は結んでおりません。大学とは既に19年前からの町内小学生を対象にした「キッズ起業家育成塾」、15年前から産学官連携の月イチの「ようよう坂町ウオーキング」をはじめ、町内各種イベントでの企画・協力や社会福祉事業でのボランティア活動、さらに、最近では坂町まちかど特派員など、個々の連携協力は行っています。

議会でも、今後、大学との意見交換会やインターンシップとして議会だより編集などでの連携協力を検討しています。

これまで培ってきた協力連携の実績を今まで以上に強化し、大学の持つ知的資源と学生パワーをさらに活用し、坂町が災害時のみならず、まちづくりや健康、スポーツ、文化、地域福祉など、地域活性化のさらなる推進を図るために包括連携協定を結んではいかがでしょうか。町当局の見解をお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「広島文化学園大学との包括連携協定締結を」の件についてお答えをいたします。

包括連携協定とは、地域課題に対し自治体と民間企業が解決に向け相互協力をしていく意思表示のことで、様々な分野における連携事業を継続して推進していくための協定となっております。

御質問1点目の、広島修道大学との協定の実績についてでございますが、坂町と広島修道大学は平成29年3月、地域活性化の推進、教育・文化・生涯学習活動の推進、地域福祉・健康づくりの推進、環境共生社会づくりの推進、人材の育成・交流等を連携協力事項と定めた包括連携協定を締結をいたし、協定締結後は学生が坂町の長期総合計画策定、情報発信、広報、空き家等に関する業務を体験実践し、坂町からは自治体行政実務講義を大学で行う等、毎年、相互に連携協力し、事業に取り組んでおります。

一方、広島文化学園大学の町内における活動といたしましては、広島ベイマラソン大会、坂町悠々健康ウォーキング大会、坂町まちかど特派員、また、各種団体が主催するイベントやボランティア活動に積極的に参加をさせていただいており、大変感謝をいたしております。

御質問2点目の、広島文化学園大学と包括連携協定を結んではについてでございますが、本町ではこれまでも各種団体、事業者と行政が一体となって協働のまちづくりを推進をしてまいりました。このことから、広島文化学園大学とは今後につきましても、包括的な連携よりもそれぞれの分野で連携を深めながら取組を進めていくことが望ましいものというふうに考えております。

御理解と御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 以前も包括連携協定を結んだらどうかということも質問したことがあるんですが、どうも何か町長が難色示すようなんですね。

修道大学との包括連携協定、いろいろなここへ説明するありましたけども、いろいろな各面での連携協定をしていくという中で、実績がそれぞれあるんだというような説明だったんですが、よく町が言われるのは、数値目標とか実績を数値でというようなことがあるんですが、そういったことが実績として出てきてないわけですよ。例えば主要施策やなんかの中にそういったものがあれば、こういった連携がされとるかというのがよく分かるんですが、例えばこのたびベイサイドビーチにモンベルがオープンしましたけども、モンベルとは一昨年ですかね、これも包括連携協定を結んだらよいうので、そういった包括連携協定を結んだらよいうところについては、実績の数値をやっぱり示していく必要があるんじゃないかと思うんですが、そこはどうでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 車地総務部長。

○総務部長（車地孝幸君） お答えいたします。

広島修道大学との連携協定で、例えば数値というお話もあったんですけども、特に広島修道大学と連携することによって、何かの今の数値目標を設定しているわけではございませんので、かなり実績は、町長答弁もありましたように実績はございますけども、特に主要な施策の成果のほうに載せていってないので、今後、どのようなことで、そういった連携しているところと、そういった見える、主要な施策の成果でどのような表現をしていけるかというのは、ちょっと検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） それで、先ほどの中でいろいろ坂町の場合には文化学園大学の学生とか先生にいろいろとお世話になっというのには目に見えるわけですが、さっき申しましたように修道大学の部分については目に見えないので、目に見える形でやっぱり実績を公表してほしいというふうに思うんですけど、検討されるということなんで。

様々な分野で連携をしていくということなんですけど、確かに現状ではいろいろとやって、協力いただいたのは本当にありがたいことだろうと思うんですけど、やっぱり町内にある大学であって、これをやっぱり最大限に生かさにやいけんのんじゃないかということ、府中がこのたび、府中町が先を越されたというような感じがするんですけども、協定を結んでいくということがあると。既に呉市とか、キャンパスのある呉市とか、呉市は包括連携協定を結んでおります、呉市の商工会議所ですね。それから、安佐南区についても連携協定を結んどるという中で、坂町だけが連携協定を結んでないと。

様々な分野で今までどおりに協力をとということなんですけど、木に例えれば、それぞれの分野というのは枝じゃろうと思うんです。やっぱり幹という、連携協定という幹があって、枝葉があって、実りがあるんじゃないかというふうな気がするんですけども、各分野でばらばらに連携していくいうんじゃないかなくて、やっぱり一本の筋を通してやっていくという必要があるんじゃないかというふうに思っています。

何で連携協定がで কিনのかと。様々にやればいいのかということなんですけど、やっぱり坂町対文化学園大学という形で一つの幹に対して取り組んでいくというようにすることが必要じゃないかというふうに思っておりますが、そこら辺はどうなんでしょうかね。

○議長（川本英輔議員） 車地部長。

○総務部長（車地孝幸君） 文化学園大学さんには、御承知のように、町内のイベント、ボランティア活動に参加いただいております。また、第5次長期総合計画の策定まちづくり懇談会には学校関係者の方に出席いただいております。また、坂町子ども・子育て会議、坂町障害福祉サービスの施設整備運営契約候補者の選定委員として、特に教授の方に参加していただいております。大変感謝申し上げている次第でございます。

それぞれ町内にある大学ということで、いろいろな分野で連携をしておるところなんですけども、今の連携協定を結んだから幹ができるというか、その辺がまたいろいろ考え方はあろうかと思っておりますけども、現在、坂町の状況においては、町におきます各分野、各テーマ、課題においてそれぞれ、今、文化学園大学と修道大学のお話がありましたけども、それ以外に例えば防災部門や教育部門では広島大学の大学院の教授にお世話になっておりますし、以前の町誌編さんでいけば、県立大学の先生にも執筆いただいておりますし、ハードの関係では広島工業大学の先生にも大変お世話になっております。町におきます各分野、各テーマ、課題において、それぞれ広く連携を取らせていただいている状況にはございますけども、繰り返しの答弁になりますけども、今後もそれぞれの分野で連携を深めながら取り組んで進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 奥村議員。

○11番（奥村富士雄議員） 今、広大とか県立大学とか工業大学とかあったんですが、一つの分野でお世話になったということはあるんですが、様々な分野でお世話になる中で、例えば窓口が様々あって、誰がどこへ言うてたらええかというのがなかなか分かりにくいわけですよ。だからやっぱり包括連携を組んでいって、窓口を一本化するということも一つじゃないかと思うんですが、特に私は坂町にあるのがスポーツ、福祉とかそういった面があるわけですし、ほかには長束のほうには看護学科とか、子供の教育とか、それから食品の関係もあるんで、特産品の開発やなんかもできるし、呉には看護学科やなんかがあってから、いろいろな活動が、連携の取組ができるんじゃないかと思うんですが、ここの大学だけでなしに、特にここの坂キャンパスについてはスポーツとか健康福祉というようなことがありますんで、坂町が推進しているウォーキング、あるいは健康とか福祉について専門的に取り組んでいただきたいというよ

うな気持ちで、例えば月イチウオーキングに加わっていただいたり、それから教育の面ではキッズ起業家ということで長年やっとなるわけなんです、それから、今、情報発信ということで、まちかど特派員というようなことでやっておられるので、それをそれぞればらばらでやるんじゃなくて、やっぱり包括的に文化学園大学へもうちょっとこういうところも取り組んでいただこうというようなことが必要じゃないかと思うんです。だからばらばらに取り組んで連携するいうんじゃなくて、包括連携として、例えば窓口を一本化するとかいうような形でしていく必要があるんじゃないかと。何で、例えばモンベルができて、修道大学ができて、地元にある文化学園大学ができたのかというのが非常に不思議なんです。そこらはどうでしょうかね。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時03分）

（再開 午前11時03分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることもよく分かります。これまでもあらゆる面で広島文化学園大学さんとも協力をしながらまちづくりも進めてきておりますし、今、総務部長が申しましたように、分野ごとで、例えば教育の分野では広島大学さんにお世話になったりとか、あるいはまた、ハードの関係では、例えば広島工業大学さんにお世話になりましたよとか、あるいは広島県立大学さんにもお世話になっておりますし、また今からの話でございますけど、防災関係では、今、関東のほうの某大学さんからも一緒に連携してやりたいというようなお話も来ております。積極的にやはり町のほうへもアプローチをしてこられまして、私も直接某大学さんも何回かお会いを、東京から来られて、坂町へ来られていろんな話をさせてもらっております。やはりそういう中で、意思の疎通というものがあ程度図られることになると思うんですけども、いろいろお世話になっておりますけれども、これからもそういうことも含めて、広島文化学園大学さんもしっかり意思の疎通を図りながら取り組んでいければというふうに思っております。

それともう一点、今、文化学園大学さんにも福祉の分野で、実を言いますと、ある

方が私のところへ来られまして、話をいろいろ聞きまして、これは全くいいことだなということで、今、坂町の社会福祉協議会ともあることで連携をするように結びつきを、私が社協の会長のときですけどもしております。

いろいろなことでこれからも意思の疎通をしっかりと図れるように取り組んでいながら、この分野なら広島文化学園大学さんと連携をしてもいいなということが見いだせるようにお互いに努めていければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「免許証返納について行政の方針を聞く」について質問願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「免許証返納について行政の方針を聞く」でお尋ねします。

高齢者の事故を守るため、免許証返納は必須とされ、代替え手段として循環バスの運行による移動手段の確保やシニアカー（電動車椅子）の活用等が返納後の移動手段として大きな役割を果たしております。行政の考え方や方針をお聞きします。

1点目、運転免許証返納についての行政方針をお聞きします。

2点目、添付資料1については、広島県ホームページに令和5年6月7日現在として掲載されております。広島県内8市町が運転免許証返納に対しての特典を提示しています。本町は空白ではありません。このことをどう思われますか。

3点目、添付資料2については、海田町の事例を提示しております。海田町では行政以外の民間事業所が協力している記述がございます。このことの本町の見解をお聞きします。

4点目、循環バスの運行がない空白地域への運行を早急に実施し、返納の特典として循環バス回数券を差し上げることや、タクシー券配布を考えたらどうかの見解を伺います。

5点目、シニアカー（電動車椅子）の町の補助について見解を伺いたい。

なお、この質問につきましては、資料として資料1、資料2の2枚を添付しております。よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「免許証返納について行政の方針を聞く」の件についてお答えをいたします。

高齢者の運転免許証自主返納制度は、高齢者が関連する交通事故が多発することから、平成10年に道路交通法の一部改正により制定されたものでございます。

御質問1点目の、運転免許証返納についての行政方針を聞くについてでございますが、運転免許証の返納は高齢者の交通事故防止につながる有効な手段の一つであると考えております。このため、第11次坂町交通安全計画では、運転免許証自主返納制度の周知や返納しやすい環境の整備等を盛り込み、取り組んでおります。

御質問2点目の、県内8市町の自治体で運転免許証返納に対して特典を提示していることについてどう思うのかについてでございますが、各自治体によって地域交通の事情が異なるため、その自治体の実情に合った施策を講じておられると考えております。

御質問3点目の、海田町の事例についての見解についてでございますが、運転免許証返納者に対する支援事業所は広島県に登録した支援事業所の所在地を基に掲載されているもので、坂町内には該当する事業所がないというものでございます。

御質問4点目の、循環バスの運行がない空白地域への運行を早急に実施し、返納の特典として循環バス回数券を差し上げることや、タクシー券配布を考えたかどうかについてでございますが、町内の道路は幅員が狭い箇所が多く、現在、循環バスが安全に通行できる経路において運行をいたしているところでございます。こうした中で空白地域への運行につきましては、今後も安全面を念頭に、皆様の御意見、また、地域の御意見等を賜りながら利便性の向上に努め、引き続き検討してまいりたいと考えております。

また、返納の特典として循環バス回数券を差し上げることや、タクシー券配布を考えたかどうかにつきましては、運転免許証を自主的に返納された方だけに特典を支給することは公平性に問題があると考えております。また、坂町循環バスは大人150円、子ども70円の一律料金といたしており、低額で誰もが利用しやすい設定としておりますことから、今後も制度への御理解をお願いするよう広報等で周知を行ってまいります。

御質問5点目の、シニアカーの町の補助についての見解についてでございますが、現在、令和6年度からの高齢者保健福祉計画策定に当たり、日常生活圏域ニーズ調査を実施をいたしております。その調査の結果、シニアカーに対する補助金等の要望があった場合は検討する必要があるというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） まず入り口、今回、これは、以前、私がちょっと質問した内容から、令和元年頃ですか、3月の定例会でさせていただいたんですが、その中であったこととちょっと矛盾じゃないけど、引き続き、町長の方針としてどうなんだということをちょっと確認したいと思います。

つまり答弁に今いただきましたように、第11次坂町交通安全計画によって前向きにこれは進めていくというふうなことで町長ええんじゃないかと思うんですね。それで公平性の問題があるんで、一部の高齢者のために金を使わない、言葉がいろいろとあるかと思うんですが、金を使わない。したがって、返納についても高齢者の特典は考えてないというようなことが重ねて今回答弁がございましたね。このことは従来から修正はされてないということで町長よろしいんですね、これ。確認を一応させてください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、おっしゃられることについては、修正は考えて今のところはありません。先ほども申しましたように、やはり高齢者の方、マイカーを持ってない方もたくさんおられるわけですね。坂町の場合は何%だったかな、ちょっと民生部長が答えますんで、すみません、よろしく申し上げます。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） 失礼いたします。

先ほど来、免許返納者に特典を与えることが公平性が保たれていないという考えなんですけども、坂町の65歳以上の人口が3,808人おまして、免許を持っておられる方が1,842名おられます。免許の保有率は48%でございます。これは県内においても保有割合が最も低い自治体となっております。65歳以上の方で半数以上の方は免許をお持ちでないというような状況の中で、他の自治体が行っているようなサービスをするということは、公平性が保たれているとは言えないと考えております。

ちなみに優遇制度を実施しております自治体である世羅町さんにおきましては、今の65歳以上の人口に対する保有率は68%ということでかなり高くなっております。神石高原さんは64ということで、やはり地域の交通事情や高齢化率、また、道路事

情によってこういったことが異なっているのです、他の自治体がやっているのですから坂町はどうなのかというような考え方にはならないものと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 答弁ありがとうございます。

実はちょっとこれ、特典についての内閣府が実施した運転免許証の自主返納制度に関する初の世論調査というのがたしか10年ぐらい前ですか、というのがあったんですね、これ、全国調査ですよ。ちょっとこれ、特典ということで参考にしてください。

結論を申しますと、特典は外すことはできないと思ってるんですよ。特典と返納は一体だという世論調査が出てるんですよ。その内容は、安心して返納するには何が重要かということ国民の70歳以上の人に尋ねたところ、電車、バスなどの公共交通機関の運賃割引、無償化が56.3%で最も多く、以下、同じようなあれがあるんです。地域の電車、バス路線など交通機関の整備が48.4%、いろいろとこの数字というのはちょっとホームページを見てもらったら分かると思うんですが、そういうようなことで、常に特典と一体化になって返納はやっていくものだというふうなことです。

それで、3番目が買物、宅配サービスの充実が41%と続いたというふうなことが、30年1月30日の中国新聞にも出てます。

したがって、町長、あれですよ、特典は切り離して返納を続けるということは基本的には何かできないような感じがするんですけども、その辺の考え方はどうですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 法律は国がつくったわけですので、今のおっしゃることも国が示したものでございます。だからもしそれを実現をするのであれば、やはり国の責任において私はやるべきだというふうに思っております。各自治体が競争し合うということは非常にあまりよくないことだというふうに思います。

先ほど来、申しておりますように、例えばAさんとBさんがおられて、Aさんはずっと車を所持をせずに常に公共の交通機関、あるいはまた、タクシーとかそういうものを使って行動をされる。しかし、Bさんはたまたま車を所有しておられて、元気な折には自動車、マイカーを使って移動されておられる。その方が仮に75歳、80歳になったから免許を返納するとするじゃないですか。その方だけを我々が、末端の自

治体が住民に、その方だけを対象にした応分のサービスをしてもらっても本当によろしいでしょうか。どうでしょう。私の立場からしますと、私はそれはようしません。することができません。

反問権じゃないですけども、逆に議員さんからそういうことについての見解が知りたいです、私は。どうでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時20分）

（再開 午前11時20分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ただいま、町長から反問ということで、柚木議員、答えを願います。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） ちょっと反問権いうのを先に言っていただいたら、よう聞いたんですが、もう一回、趣旨だけ言ってください。もう1回、趣旨だけお願いします。すみません。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、申しましたように、これまでマイカーを持たずに行動をされてきておられる方、例えばバスなり電車、あるいはタクシー等を使って行動されておられる。それも今の75歳になっても引き続きそれを自分のお金でやっておられる。

しかし、それまで車、マイカーで移動されたり行動されておられた方が、例えば75歳とか80歳になって、免許を返納されます。その方だけを町の皆さんの税金で、その方だけを対象にして優遇措置を与えるということは私はようしないというふうに考えております。それを議員さんがそれでもやるというのであれば、そのやることについての正当性、そういうものをしっかり私が理解できるように説明をしていただきたいと、そういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今回の件について、高齢者福祉というのが一言も出てきてないんですよ、高齢者福祉。自分で負担しんさいとかいうような、バスについても、公

共的な意味じゃけん、自分で負担しんさいと、無償にはしないよと。それはまさに高齢者福祉なんですよ。そのことが全く町長のほうからも口きかれないで、無償にするとかいうのは、うちは公共的なあれでできないよというようなことを言ってるんですね。その2点についても全て高齢者福祉じゃないですか、それは。だから、結局、過去からの流れで、常にやっぱり自動車に乗ってない方、それから免許証を取ってる方、様々に生き方が違いますよ。平地の人はそうですよ。だからこそ今のバスを運行して、無償にしたりするようなことが、この両方の方にやるのが高齢者福祉じゃないかと思うんですよね。そのように思います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 高齢者福祉もいろいろありまして、町もいろいろな高齢者に対する福祉施策も講じております。今の一点だけを捉まえて、しとる、しとらんというような議論というのちょっと私は受け入れ難いというふうに思います。そういうことでございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 3点目、質問します。

資料1につきましては、残念ながら全然記入されていないんですね。前向きな8市町は工夫をしているんですよね。坂町でも、ちょっと内容を見ますと、住民登録をしていることを条件にしたり、循環バスの無料配布をしたり、タクシーの利用助成券の配布を考えたら、8市町に倣って坂町も実情に合った施策になると思うんですが、その辺の考え方はどうでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 藤本民生部長。

○民生部長（藤本大一郎君） お答えいたしますと申しますか、先ほど来、この運転免許証を返納された方だけに特典をするような考えはありませんので、この件に関してどうこうという回答はございません。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 資料2は当然1でそういう答弁があるんで、到底行政としてやる気がないと判断します。

ただ、県はホームページにどんどん呼びかけしてますよね。事業所が募集してますよね。だからそれを坂町は協力せんのかいのと。坂町は先導して動いてないんかのと

ということが分かるだけですよ、この資料2については。これは質問ということで、切りがないんで、質問じゃないんですが、次に循環バスの空白地域の件で、大いに地元民からあるのが、実は中村地区というのが、こういうことはちょっとできるかどうかは、要望があることでお伝えするんですが、朝晩2便ぐらいを上条に行く便を経由してくれんかのと、朝晩ですね。いうことは、全便をあっちに経由するんじゃないで、朝晩ぐらいはどんなかのと、上条便をですね。それは病院通いとか様々なことに、買物とか何かに大いに関係あるんで、その後に、ちょっと申し訳ないですが、返納とは関係ないんですが、その後に返納とかなんかがくっついてくるということで、これをちょっと質問の内容につけさせてもらいました。その辺の上条便を経由することは可能性はありますか。

○議長（川本英輔議員） 松谷都市計画課長。

○都市計画課長（松谷展裕君） お答えさせていただきます。

議員さんおっしゃられる中村地区というのは、久保田川線という意味でよろしいでしょうか。正原池につながる道という意味合いでよろしいでしょうか。

久保田川線につきましては、御存じのように道幅が狭うございます。ところどころ離合するところはございますが、それも民地に入るような形で現在離合しているのが現状でございます。そこに今のバスを通すというのは、やはり安全性の面から言っても難しいと今の現状ではそう思っております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 今、中村地区の話が出たわけでありまして、まさに私が、今、住んでおる地域でございますけれども、これは参考なんですけれども、今、やはりその地域の中のある方が、自分のマイカーを使って、交通弱者のお年寄りの方を買物と一緒に乗っけていたりとか、病院にも行ったりとか、そういう小さなことをやっておられる方もおられます、現実に。むしろそういうふうなことを地域の中でもモデル的に大きく広げていければいいのかなというふうな思いをいたしておるということをつけ加えさせていただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午前11時28分）

(再開 午前 11時30分)

○議長 (川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長 (川本英輔議員) 1番折中 智議員から「横浜東一丁目の町道拡幅について問う」について質問願います。

○1番 (折中 智議員) 「横浜東一丁目の町道拡幅について」お聞きしたいと思います。

横浜地区には車両の通行が困難で、消防車や救急車など緊急車両の進入も難しい道路が数多くあります。

そのような中、令和2年8月に横浜三部地区住民福祉協議会から町道横浜三部6号線及び2号線などの拡幅の要望書が提出されております。また、令和4年5月には、同協議会から横浜三部5号線の拡幅についても要望書が提出されております。早急に拡幅されることを望んでおりまして、下記についてお聞きします。

1番、この町道拡幅工事の完成時期はいつ頃になるでしょうか。

2番、現在、町道横浜三部6号線から国道31号に出入りする箇所が民間企業による建設工事が行われておりますが、車両の出入りがしやすくする方法がないか、国土交通省等関係省庁との協議の場を設けていただきたいと思っております。

○議長 (川本英輔議員) 吉田町長。

○町長 (吉田隆行君) 「横浜東一丁目の町道拡幅について問う」の件についてお答えをいたします。

横浜三部2号線及び6、7、8号線の拡幅は、令和2年度に横浜三部地区住民福祉協議会から要望書が提出され、避難路としての機能向上を目的として、都市防災総合推進事業の計画に位置づけ、事業を実施をいたしているところでございます。

御質問1点目の、町道拡幅工事の完成時期はいつ頃になるのかについてでございますが、横浜三部2号線30メートルと6号線70メートルにつきましては今年度末に完了する予定であり、それ以外の箇所は予備設計まで完了していることから、順次、各路線の詳細設計を行い、地権者との交渉の上、用地取得した後、工事発注することになります。どの路線も現状が2メートル未満の幅員でございますので、塀などの工作物や家屋の一部切取りに伴う補償などにある程度の期間も必要となることが想定をされますことから、都市防災事業計画期間である令和8年度までに完了できるよう

鋭意努めてまいります。

横浜三部5号線につきましては、要望後、浜田中洲線からの入り口部の関係者と用地交渉をしましてまいりました結果、承諾が得られましたので、今後、用地調査の上、面積の確定を行った後、用地取得する予定であり、残る沿線の土地所有者に対しましても用地交渉を進めてまいります。

御質問2点目の、町道横浜三部6号線への出入りしやすい方法がないかについてでございますが、国道31号からの進入に関しましては、これまでも国土交通省と協議をしておりますが、右折での進入は3車線の横断があるため危険であり、左折の場合でも横浜三部6号線の幅員が狭小なため、切り返しによる進入については危険が伴うと伺っております。

現在、横浜三部6号線の入入口部は民間企業による建築が行われており、その土地の沿線は外構工事に併せ拡幅工事を行う予定といたしております。

また、先ほど述べました横浜三部2号線と6号線の交差点付近の拡幅工事を今年度完成予定といたしており、車両の通り抜けが可能となりますので、横浜小学校側から進入いただければ、安全な通行が確保されるものと考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 先日の町政懇談会も含めまして、この道路の開通について御尽力していただいているのは理解できました。

そこに関連するんですが、先ほどの国道31号の交差点から横浜三部6号線への進入についてなんですが、直近で緊急車両の進入が困難であるというふうに先ほど申し上げたんですが、事例として、この付近住民の方が救急車を呼ばれたんですが、救急車が入ることが難しく、結局、救急車がかなり遠いところに止まりまして、救急車からストレッチャーが現場の住宅まで行くのに時間がかかりまして、その間に患者の病状が悪化したと、生命に関わる事態が発生しております。

道路開通について尽力していただいているのは分かるんですが、直近で緊急車両、主に救急車等の進入について、頭だけでも入れるようにとか、Uターン等、すれ違いに支障がないよう、仮の待避所のほうの設置のほうはできないか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

今の救急活動に支障が出ておるといことでございますが、現在、町のほうも御要望に対しまして、2号線、6号線、7号線、8号線、5号線につきましても、地権者との交渉の上、用地を取得しながら事業を進めておるところでございます。

緊急自動車が進めるスペースもないというようなことでございますが、そちら現在の町道、近くまで、止められるところまで来ていただいて、そのために今現在4メートルに拡幅をして、ある程度、車両がそれを通り抜けができるような形で整備をしようといたしております。

もちろんほかの浜田中洲線のほうにつきましても、そういった現在3メートル弱の道ではございますが、そちらのほう、建築等の申請があった場合に、そちらのセットバックの部分というのを町のほうで用地を取得いたしまして、拡幅等をする予定にいたしております。

順次、そういった方向で、そういった緊急車両が通行可能な道になるよう努めてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 先ほどのお答えいただきましたんですが、ちょっとまたそこに関連するんですが、今、民間企業さんの工事現場が近隣にあると思うんですが、これ、昼間ですと、その工事用の車によって国道から横浜三部6号線に進入路が工事用車両によってふさがれまして、介護の送迎車がこの6号線入れずに支障が出てると住民協さんのほうから報告を受けております。

一般論ですが、一般論では施主、建設会社、住民の間で、この建設の際、住民の方に騒音や振動被害、また、交通に支障が出ないように合意書を交わすと思うんですが、今回、ちょっとこれが守られていない状況ですので、改めて町当局が間に入りまして、施主、建設会社、付近住民の間で改めて合意書の締結、または遵守等をしていただきまして、住民の方の被害の軽減ができないかお聞きしたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、横浜三部6号線の入り口で民間企業が建築をされとる件で、そのような事態、現在、仮囲いをされて工事を進めておりまして、基本的にはその仮囲いの自分の土地の中で工事を進めているというふうに町のほうは把握をいたしております。何かの事

情でそういったことがあったのかもしれませんが、基本的にはその民間企業の現在工事を進めとる会社が事前に地域に対しての住民説明会等も開いとるということでございます。そちら企業に対して、やはり町がなかなかそちらのほうへ言うことができませんので、地域のほうからそちらの建設会社のほうへ御要望なりをいたしていただければと考えます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 今、民間企業さんと横浜三部住民協との直接交渉で、6号線へ入れなかった事例も含めて交渉するというのでいいんでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） はい、そのとおりでございます。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 先ほどのことは理解できました。

拡幅について、先ほどちょっと関連するんですが、5号線と、あと添付資料にはちょっと書いてないんですが、5号線の左側に並行して4号線というのがあるんですが、そちらのほうの拡幅につままして、住民協さんのほうからも、側溝蓋やグレーチングの手がけ穴が広がりまして、高齢者の走行中に車椅子が引っかかって転倒しかけたという被害や、小学生、横浜小学校への集団登校・下校の際に転倒する危険性について何とかしてほしいと現在要望が出ております。

一般例として、これらは側溝蓋やグレーチング、一般的には5メートル、10メートルごとに多分設置してあると思うんですが、現在、幹線道路を中心に細い縦スリットの穴が特徴のディンプル側溝蓋へ置き換えが進んでいるかと思っておりますので、これらについて、町当局へ今後の対応や展望についてお聞きしたいと思っております。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

町道横浜三部5号線につまましては、先日も住民協の方と立会をさせていただきまして、そういった舗装の状態が悪いでありますとか、側溝蓋、その老朽化によります段差でありますとか、水はけのところの穴がちょっと大きくなるとの部分がありますとか、そういった部分、要望ございまして、その辺りにつまましては、町のほうで早急に対応していきたいと考えておりますが、現在、ここの5号線の入り口の部分の

土地のほうの取得につきまして、現在、立会終わり、面積を確定したというような段階でございまして、今から用地の購入をする手はずとなっております。そこらの工事も併せて、そういった対応をしてみたいと考えております。

隣の4号線につきましては、先般の立会の折にも御要望がございましたが、基本的には、町はやっぱり現在車が通れておる道路というのがございまして、4メートルに満たない道がかなりございます。その辺りを重点的に4メートルにしていこうというような方向で、今、道路改良のほうを進めておるところでございまして。

4号線につきましては1メートル程度の道幅でございまして、なかなかそちらのほうをすぐにとりようなことは、ちょっと町のほうでは難しいと考えておりますが、将来的に何かそういった方向で前線が開通する見込みがあれば、その辺りはまた考慮していかななくてはいけないかもしれません。

以上でございまして。

○議長（川本英輔議員） 折中議員。

○1番（折中 智議員） 4号線、5号線についてお答えいただきましたが、拡幅について時間がかかるということなんですが、参考資料位置図を見ていただいたら分かるんですが、自動車が入れない地域多く、救急車や消防車等の緊急車両がどうしても横づけしづらいところがありますので、全線開通までは遠いかもしれませんが、一部区間、せめて1台頭が入るぐらいまでの拡幅等はちょっと早いうちに開通できるよう御尽力をお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 答弁は要らないんですか。

○1番（折中 智議員） いいです。

○議長（川本英輔議員） 2番岡村繁範議員から「坂町の有害鳥獣問題の対策」について質問願います。

岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） それでは、「坂町の有害鳥獣問題の対策」の件をお伺いします。

近年の野生鳥獣による農作物被害額は約155億円と高い水準にあり、営農意欲の減退、耕作放棄、離農の増加など、数字に現れる以上に深刻な影響を及ぼしています。

農林水産省では、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関

する法律に基づき、現場に最も近い行政機関である市町村が中心となり実施する野生鳥獣に対する様々な被害防止のための総合的な取組を支援していますとあります。

まず、有害鳥獣対策に伴う防護柵などの設置に対する補助金額の上限について、例えば近隣の海田町で3万2,000円、熊野町で4万3,000円、東広島市で5万円、いずれも補助率は2分の1となっております。一方、坂町においては上限1万5,000円と、近隣に比べ低額な補助額となっております。

これについて、他市町と比べ低額の理由及び今後の補助額の変更などのお考えがあればお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「坂町の有害鳥獣問題の対策」についてお答えをいたします。

本町の農作物被害につきましては、イノシシだけではなく、近年では猿による収穫直前の農作物の食害が多く確認されており、その被害は自家消費の小規模な耕作者がほとんどのため、金額として現れておりませんが、深刻な状況となっていることは承知をいたしているところでございます。

本町におきましても、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に基づき、被害防止施策を総合的かつ効果的に実施するため、鳥獣被害防止計画を作成し、これに即して鳥獣被害対策に取り組んでおり、坂町有害鳥獣駆除班を編成をし、町内での有害鳥獣の捕獲及び駆除を実施をいたしております。

一方で、農地の所有者自身が有害鳥獣から農作物を守る場合の支援として、猪等被害防除施設設置事業を実施をしており、本事業は防護柵、防護ネット、電気柵等の設置に係る資材費の2分の1で上限を1万5,000円として補助をいたしております。

御質問の、他市町と比べて低額な理由及び今後の補助額の変更についてでございますが、本町には経営農家がなく、自家消費で小規模な農地による耕作者がほとんどであることから、実情に応じて補助の上限額を設定をいたしております。

また、交付要件を他市町と比較した場合、他市町では防護柵の設置距離の要件、設置箇所に係る年数の制限などがあり、まとまった農地を対象とされておりますことから、上限額も高く設定されているものと思われま。本町にはそのような要件や制限がないことから、他市町と比較をして低額となっているものでございます。

また、本町の被害防除施設設置事業の活用傾向といたしましては、耕作する箇所のみ防除施設を設置する方も多く見受けられますことから、小規模な防除施設でも設

置可能であり、他市町と比べ利用しやすい事業であると考えております。

今後の検討とはなりますが、資材価格の高騰や近年増加している猿の対策として有効な防除施設が普及するなど、制度を見直す必要があれば検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） 物価高騰によるそういう補助金の価格変更というのは、今後、検討していただきたいんですけど、実質、例えば猿用の防護柵、いわゆる電気柵ですね、これ、ネットで調べても、安いのも10万円の経費がかかったり、猿はいわゆる上を防護しないといけないですよ、イノシシは横面でいいんですけど。今、猿の被害が増えてきたことによって、少数ながらとはいえ、個人の費用負担がかなりありますので、そこはちょっと前向きに検討していただきたいと思います。

あと答弁にありました有害鳥獣の捕獲及び駆除についての駆除班の編成について、例えば現状の編成数とか今後の計画についてちょっとお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在の有害鳥獣駆除班でございますが、9名の駆除員で構成されております。こちらのほう、今、イノシシや猿でありますとか、そういった捕獲をするための講習でありますとか、そういった講習を受けながら、そういった有害鳥獣を捕獲する技術を身につけていただいておりますが、現在につきましては9名ということで、イノシシのほうも年間100ちょっとでございますが、現在についてはこの9名で賄っている状況でございます。

また、新しいそういった駆除員になりたいという方がおられましたら、またそういった方もちょっといろいろ調査させていただきまして、駆除員のほうへ入っていただければというふうには考えております。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） また、現在、駆除の方が、これはある程度技術がある方が9名そろわれているという認識でよろしいかと思うんですけど、その後、育成等を含め、いわゆる報償費の件に関して、ちょっと、私、他町のほうはまだ把握してないんですけど、捕獲に当たる報償金については、坂町はどういった状況かだけ教えてください。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、坂町ではイノシシ1頭に当たり5千円、鹿が5千円、猿が1万円、タヌキが三千円となっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 岡村議員。

○2番（岡村繁範議員） ちょっと他町との比較も知りたかったんですけど、これが仮に報償費が安いならば、そこに新しい人がなかなか参入できない原因にもなるかと思うんで、その辺もちょっと今から精査していただきながら、捕獲される方が、これは二つの考え方なんですけど、少ない中でも農地を守るのか、しっかり駆除していくのか、2面で施策を講じないといけないと思います。

あと最後に、少ないながらも農業が離農になることによって、これってやっぱり荒廃農地が変わっていくんですよね。草が生え、そこから木も増えていったり、草だけで済まず、木も増えて、そのことによって今後の転用活用が困難になっていく場所になるということ、あと害獣の住みかになって、いわゆる住民への被害がより近くまで、害獣の住みかになる可能性がすごく高くなるんですよね。坂町は山の中で農業するというより、どちらかという庭の御自宅の付近で農業をされてる、家庭菜園レベルの方もおられるかもしれないんですけど、そういうのが離農していくと荒れていって、害獣がもっと近隣に近くに生息するようになるというのが想像されるんですよね。

そういった中で、例えば坂町は海も近く、緑もあって、緑が豊かな町ではなく、緑で荒れた町になるというのがすごく懸念してて、そういうことによって空き家対策であったり、人口増加の定住促進の減退につながっていく、ちょっとした一つのそういう問題点だと思ってるんですよね。

坂町で農地を所有し、なりわいとしている方は本当にはないかもしれないんですけど、少数だからこそ、今のうちに手厚い補助、価格高騰も含めて、その補助をちょっと検討していただきたいと思います。

最後に、今年6月に全国926町村の、町長がその会長になられた町というのは、私はあのニュースを見たときすごくうれしかったんですよね。全国から注目される町になったと。そういう意味でも、これは、多分、毎回言ったら町長嫌うかもしれないんですけど、全国のトップがおるこの町というのは注目される町だという認識の中で、全

国で本当に住みたくなる町1位を目指してほしいと、そういった意味でも、あらゆる
小さなところでも目を向けて、住民に寄り添っていただきたいと思います。

答弁は結構です。以上です。

○議長（川本英輔議員） 答弁要らないの。

○2番（岡村繁範議員） 要らないです。

○議長（川本英輔議員） 午前中の会議はこの程度にとどめ、再開は午後1時とさせて
いただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 0時00分）

（再開 午後 1時00分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○町長（吉田隆行君） ちょっと一点いいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時00分）

（再開 午後 1時03分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほど午前中の一般質問の中で、柚木議員に対して反問権を行
使をさせていただきましたけども、その反問権の内容について明確な答弁と申しまし
ょうか、そういうものを頂いておりませんので、ひとつここでぜひとも参考のために
明確な回答をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 反問権ありがとうございます。

いろいろと高齢者福祉という言葉を使ったんですけども、町長がやりよるいわゆる従
来から歩いて、バスを利用して、高齢を迎えた方への補填と、片や運転免許証を取っ
て、それを返納して、いわゆる特典を差し上げるとかいうのは矛盾があるんじゃない

かいうふうな趣旨だったと思うんですよね。私はこれは高齢者福祉で全部くくることが必要であって、例えばパスについては、例えば75歳以上にはバスの回数券を差し上げるとか、別に無償化までいかんと思うんですが、そういう75歳以上に対して、無償化とかバスの回数券を差し上げる。反面では、こちらのほうに免許証の返納については、やはりいわゆるバスの回数券でも差し上げたら、それは全体として高齢者福祉ということの施策でくれるんじゃないかということをおもったわけでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 柚木議員の質問には、そういう論点、趣旨の内容はなかったと思うんですよね、あなたの質問の中には、当初は。それがまた今の時点で内容が変わるわけですか。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 2点目に、いいですか、返納については特典がついてくるよという中で、いわゆる高齢者福祉というのは発言したはずですが、2点目ですね。1点目は何とかやってくださいであったんですが、特典と連動しないと、この免許証の返納いうのはうまくいかないと思うんで、特典を何しろ用意してくださいということをお事例で言ったわけですよね。その説に高齢者福祉いうことでやるべきだということをお言ったと思います。

○議長（川本英輔議員） 町長が言われた反問に合っとなるかどうかの話じゃけん、そこだけ言いなさい。

○町長（吉田隆行君） 今、休憩でいいですか。

○議長（川本英輔議員） 休憩じゃないですよ。

吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 私は、要するに、これまで移動とかされる折に、自らが負担をして、バスなり電車なりタクシーを使って移動される方がおられる。一方では自動車を、マイカーを持たれて移動されておられる方、そういう方、マイカーも持たれておられる方が免許を返納してマイカーを利用されなくなるわけでありまして、その方を対象とした優遇制度を町がつくりまして、これまでそういうことがやりたくてもできなかった高齢者の方は対象外とすることについて、議員がどういうふうにおられるかいうことを聞きたかったわけなんです。そういう質問だったんです。

○議長（川本英輔議員） そのことに答えりゃええんですよ。

○町長（吉田隆行君） そうです。それだけを聞きたい。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員、答えてください。

○10番（柚木 喬議員） だから私は全て高齢者に対する高齢者福祉ということで絡めていって、先ほど申し上げたんですが、バランスを取るためには、一応75歳以上に回数券をあげたりするいうことをやればいいんじゃないかな、免許証の返納は返納で特典を差し上げたらええんじゃないかのということのバランスを言ってるわけで。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 言われることはそうかも分かりますけども、質問の趣旨、論点がそういう質問でなかったということを私が言っとるわけです。それに対して私はお答えをしたわけですから、それがどうもうまくかみ合わなかったんで、反問権を行使をして、再度、このことについてどう思われますいうことを求めたわけです。

○10番（柚木 喬議員） それはちょっと食い違いがあるんです。私はそういうつもりで。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） けどそれがないんですよ、質問書の中に。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） ちょっと待ってください。休憩します。

（休憩 午後 1時08分）

（再開 午後 1時11分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 3番縫部逸都議員から「交通安全対策について」質問願います。

縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 「交通安全対策について」お聞きします。

町道総頭川1号線は朝の通勤時に国道方面への渋滞が日常化しています。その渋滞時に汐見橋付近を歩行者や自転車が町道を横断し、危険な状態だと考えております。総頭川下流の差しかけ歩道で汐見橋の部分は縁石がなく、高さが道路と面一になっていることで、歩行者や自転車が近道をするため横断しているのではないかと、また、渋

滞中に町道を横断することにより非常に危険で、さらに渋滞を長引かせるのではないかと思いますので、汐見橋に面した歩道に縁石を設置し、上流側の横断歩道に歩行者や自転車を誘導するように改善をしてはどうか。

次に、恵美須橋から下流の町道総頭川1号線でかなり路面が沈下しており、早急な対応が必要ではないでしょうか。

最後に、恵美須橋・町道浜田中洲線が拡幅され、自動車や歩行者が通行しやすくなりましたが、側溝のグレーチングを元からある古いものをそのまま使っている部分もあり、雨の日に歩きにくく、滑り止め加工のグレーチングに交換してはどうか。

以上、町当局にお伺いします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「交通安全対策について」の件についてお答えをいたします。

平成15年の国土交通省による総頭橋交差点の改良時に、国道31号に接続する町道を含めた交差点協議を警察と行った結果、交差点内広島側の横断歩道を撤去することにより、総頭川1号線から国道への車両の円滑な通行と歩行者の安全を確保するため、現在の交差点形状になったものでございます。

御質問1点目の、汐見橋に面した歩道に縁石を設置し、上流側の横断歩道に歩行者等を誘導するよう改善してはについてでございますが、汐見橋は総頭橋交差点改良の一環として、坂東地区と平成ヶ浜地区の往来に当たり、歩行者等の安全な動線を確保し、役場前の横断歩道へ誘導するために設置したものでございまして、汐見橋と総頭川1号線への接続につきましても、歩行者や自転車の通行動線を考慮した上で警察との協議を行い、現在の状況になっておりますことから、縁石等の設置は考えておりませんが、歩行者や自転車の乱横断につきましても、歩行者のみならず、自転車も降車して総頭川1号線の歩道を通り、横断歩道へ誘導できるような路面標示による注意喚起や交通安全指導などを徹底してまいりたいと考えております。

御質問2点目の、恵美須橋下流の総頭川1号線の道路の不陸につきましても、町といたしましても把握をいたしており、災害復旧による大型車両の通行も減少していることや、今後の県道事業による大型車両の通行が頻繁になることなどを考慮し、部分的な修繕を行う予定といたしてしております。

御質問3点目の、浜田中洲線の側溝のグレーチングを滑り止めに交換してはにつきましても、水路の改良や当路線の拡幅工事の中で滑り止め加工のグレーチングに交換

をしてまいります。

御理解のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 平成15年の総頭橋交差点改良工事で、動線を確保するのに汐見橋も含めて完成したものと思われませんが、現状は朝夕の通勤・通学時間帯、特に朝なんですけど、かなり多くの方が平成ヶ浜地区に通われる方が、自転車も含めて横断されています。役場の職員さんは、皆、マナーを守って横断歩道を渡られているというふうに見受けてます。

昨日も9時前頃、私がこの役場に来るときに、ちょうど汐見橋付近に停車したんですけど、そのときにもやはり保育園の子供さんを連れられとる方が、元のお好み屋の前で立ち止まって待っている状況ですね、車が停止するのを。私が止まったら、目の前を渡っていくわけですね、横断歩道に行くために。でもやっぱりその部分で言うと、縁石か何かで止めると、自転車は確実に渡れませんので、そういう部分も含めて検討はできないかどうかお聞きします。

○議長（川本英輔議員） 川上産業建設課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

今、そういった現状があるということも把握はいたしておきまして、縁石を設置をしてないということの理由でございますが、当時、自転車につきましては、車道の通行ということになります。総頭川の上流側から自転車が来た場合、差しかけ歩道のほうは自転車通れませんので、車道を通って汐見橋のほうへ入るというルートになります。その関係上で縁石を設置をしてないということでございます。

答弁でもございましたが、そういった今の現状も踏まえて、乱横断といいますか、そちらの対策といたしましては、やっぱり路面標示による誘導なんかをまずはさせていただいて、また、交通安全指導にも心がけていきたいと考えております。

よろしくお願ひいたします。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 動線を止めるというのはなかなか難しいのはよく知っております。その中でも、極端に朝の横断が多いもんですから、気になったもんで、ここでお聞きしたわけですが、それが難しい状況であれば、やはり路面標示などしっかりした大きいもの、目立つものを設置していただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

路面標示につきまして、汐見橋の出口の部分、また、道路の反対側の部分の歩道にも、そういった表示をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） 次に、恵美須橋の下流の総頭川1号線の道路の沈下というか、その部分のことなんですけど、かなり沈下しているような感じがするんですよね。その部分にマンホールが今ありまして、かなり出ている状況だと思います。自動車で通ってもかなりがたがた来ますし、その部分を、例えば夜、自転車などが通行して、ちょっと分からなかったら、かなり危険な状態だと考えてます。せめて今から県道に関する工事などで大型車両が多く通るのであれば、そのマンホール部分だけでも何か対処していただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

現在、恵美須橋下、下流の総頭川1号線の状況、マンホールが飛び出とったりというような状況を町のほうでも把握しておりまして、早急にそういった部分的な補修をさせていただきたいと考えております。

よろしくお願いたします。

○議長（川本英輔議員） 縫部議員。

○3番（縫部逸都議員） それでは、早めに対応していただけたらと思います。

次に、浜田中洲線の側溝のグレーチングの件なんですけど、最初の質問でさせてもらった、滑りやすい。実際に私、去年の12月まで広島に通勤しておりましたので、雨の日もかなりグレーチングの上、車両が来たときにはどうしても歩かざるを得ないんで、そこを歩いて滑りかけたことも何度もございます。そういったこともありますので、できれば早めの対応をお願いしたいと思います。

回答ではしていただくいうふうな回答だったんですが、それができれば早めにしていただければと思います。

○議長（川本英輔議員） 答弁要るんですか。

○3番（縫部逸都議員） お願いします。

○議長（川本英輔議員） 川上課長。

○産業建設課長（川上宏規君） お答えいたします。

浜田中洲線につきましては、入り口部分から7.5メートルということで、歩道を赤い色に塗りまして、歩道と車道との区別をしながら整備をいたしておるところでございます。今年度もそういった道路改良の事業ございます。その改良のときに併せて、今年度、対応していきたいと考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 6番末吉克巳議員から「安芸地区1市4町の近隣連携協議会を設置しては」の件について質問願います。

末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 「安芸地区1市4町の近隣連携協議会を設置しては」の件について質問いたします。

現在、坂町では、広島広域都市圏、広島中央地域連携都市圏など、近隣市町との行政サービスの連携などを目的とした地域連携を締結し、ひろしま広域都市圏移住など、多数の事業を運用している状態です。

安芸地区1市4町（広島市安芸区、安芸郡4町）で連携し、単一行政では難しい課題や広範囲なにぎわい創出に取り組んではいかがでしょうか。

例として、有害鳥獣では猿が安芸区瀬野、中野地区より海田町、熊野町を經由し、安芸区矢野地区を通過して坂町の中村地区、小屋浦地区まで出没し、家庭菜園や庭の果樹を荒らしていると聞いております。1市4町で連携し、経費分担して最新技術のドローンを使い、猿の生態調査し、有害鳥獣捕獲を業者委託して共同で経費を負担する。

二つ目の例として、安芸地区生活圏の特徴を生かし、その特徴を生かしたにぎわいづくりとして、観光地を公道やJRを利用し、結ぶことで、安芸地区としての大きな観光地として共同で運用する。

今後の安芸地区のことを考え、安芸地区1市4町の近隣連携協議会を設置することを検討されてはいかがのでしょうか。関係当局に伺います。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「安芸地区1市4町の近隣連携協議会を設置しては」の件についてお答えをいたします。

本町では国の連携中枢都市圏制度を活用し、経済面や生活面で深く結びつきのある関係市町とともに、広域的な行政課題への対応や圏域の魅力向上による人口減少対策など、県内外の市町と連携した各種施策を実施をいたしております。

御質問の、安芸地区1市4町の近隣連携協議会を設置することを検討してはについてでございますが、本町が現在加入しております広島広域都市圏には広島市並びに安芸郡4町も加入をいたしており、観光資源の開発や病院群輪番制など、近隣市町で連携した各種施策を実施をいたしており、平素から連絡会議を開催するなど、緊密な連携を図っているところでございます。

議員が例に挙げられております有害鳥獣対策や広域的な観光施策につきましても、この連携の中で取組を進めてまいりたいと考えており、また、これらの連携事業には特別交付税による財政措置もあることから、引き続き、現在の連携中枢都市圏制度の枠組みの中で事業を実施してまいりたいというふうに考えております。

御理解、御協力のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） 坂町は、現在、広島広域都市圏制度で1市4町連携を既に実施しているとのことですが、この広島広域都市圏、例えばそれに坂町から新たな取組を提案する、そして、広島広域都市圏の事業に盛り込んでいただく、そういったことができるでしょう。例えば、安芸区と安芸郡4町で観光ルートを新たにつくったりとか、ドローンを活用した新たな事業とか、そういったものを新たに坂町から提案して、広島広域都市圏の中に盛り込んでいただくことができるのでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） お答えいたします。

連携中枢都市圏につきましては、現在、45の事業で連携をいたしております、こちらは、毎年、連携事業数は増加をいたしております。総合戦略でもこちらの連携事業数を目標値に掲げて、どんどん連携の事業を増やしていこうということにしておりますので、ドローンとか観光ルートというものになるかどうかはあれですけども、本町から事業を提案をさせていただいて、連携事業の中に取り込むことはできるものでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 末吉議員。

○6番（末吉克巳議員） この広島広域都市圏のほうへ盛り込むことができるということで、新たなまた事業がありましたら、ぜひとも盛り込んでいただきたいと思います。

1市4町連携は既にもう広域都市圏で実施しているということなので、2問目で最後の質問とさせていただきます。

今回、私が質問させていただいております安芸区、1市4町の連携の件ですが、1市4町の課題に取り組んでいただきたいという思いで、今後、安芸郡の府中町、海田町、熊野町、そして広島市で有志の議員がこのような一般質問をすることになっております。

そこで、町長に質問させていただきます。

このたび、吉田町長は7月31日に全国町村会の会長に就任されております。国内926町村の会長として全国の町村自治の振興発展に尽力を注いでおられますが、坂町近隣の市町の安芸郡4町の課題に今まで以上に取り組んでいただきたいと思います。リーダーシップを存分に発揮していただいて、1市4町の課題に取り組んでいただきたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 一応、今、おっしゃったように全国の会長という立場になったわけでありませけれども、当然、広島県、安芸郡4町、坂町、これが一番でありますので、そういう中で、それぞれお互いに協調をしながら、弱い部分をお互いにフォローしながら、それぞれの地域連携を深めながら、さらに取組を強化をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 5番向田清一議員から「坂町給食費の無償化継続について」質問願います。

向田議員。

○5番（向田清一議員） 「坂町給食費の無償化継続について」お伺いします。

新型コロナウイルスの影響、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響などによるエネルギー価格の上昇、食料品の値上がりなどが主な原因となって生活困窮者が増大しています。消費者物価指数は第2次オイルショック時、1981年から41年ぶりの高水準と言われてます。

このような中で、昨年12月から給食費助成が大変喜ばれ、生活者の手助けになっ

ています。今後も引き続き助成を継続していただきたいと思っていますので、下記の点についてお伺いします。

一つ、助成の内訳を保育所、小学校、中学校ごとに人数と助成金額を教えてください。また、1人当たりの助成額はどれほどでしょうか。生活保護、就学援助の児童は給食費が免除されていますが、その人数をそれぞれ提示してください。

二つ目、この事業に対する交付金はどこから幾ら町に入ったのでしょうか。

3番目、憲法26条ではひとしく教育を受ける権利を有する。また、義務教育はこれを無償とする。一方、学校給食法第11条2項では、学校給食費に要する経費（学校給食費）は保護者の負担とあります。この矛盾をどのように理解されていますか。給食費無償化に至った経緯をお聞かせください。

多くの町民に大変喜ばれている給食費助成、今後、助成を継続するにはどれほどの予算が必要でしょうか。

最後に、文部科学省の調査では、無償化を実施している、これは私の間違いだったので訂正しますが、保護者負担軽減を実施している教育委員会は679、うち臨時交付金活用が372、実施を予定しているのが812、うち臨時交付金活用が781で、合計1,491件、83.2%と、多くの自治体で実施または実施が予定されています。今後も引き続き無償化を実施していただきたいのですが、対応をお聞かせください。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 「坂町給食費の無償化継続について」お答えいたします。

坂町では物価高騰に伴い国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用し、令和4年度から町内保育園、こども園、町立小中学校の給食施設への食材購入費の支援及び給食費の保護者負担分の支援を実施しております。

御質問1点目の、助成の内訳、人数及び金額等につきましては、令和5年度の給食費無償化の必要額は保育園及びこども園は総額865万円、1人当たり約2万7千円、小中学校は総額2,046万円、1人当たり約2万円でございます。

また、令和5年度に生活保護を受けている児童生徒数は小学校3人、中学校ゼロ人、就学援助を受けている児童生徒数は小学校112人、中学校64人でございます。

御質問2点目の、この事業に対する交付金等はどこから入るのかにつきましては、令和5年度の給食費の無償化の必要額2,911万円の財源の全てが国の新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございます。

御質問3点目の、憲法と学校給食法に係る矛盾の捉え及び給食費無償化に至った経緯につきましては、憲法第26条における義務教育無償化は、昭和39年度最高裁判所の判決にもあるように、授業料が無償であるという理解でございます。学校給食法においては、学校給食を受ける児童生徒の保護者の負担と示してあり、矛盾はないと考えております。

しかしながら、学校給食費の保護者負担については、国の補助などを受けて、設置者の判断により軽減を図ることは可能でございます。

また、給食費の無償化に至った経緯につきましては、国からの交付金を活用し、物価高騰に伴う子育て世代の家計の負担を軽減したものでございます。

御質問4点目の、今後、給食費助成を継続実施するにはどれほどの予算が必要かにつきましては、今年度9月から令和6年3月まで実施するための必要額は保育園・こども園が1,210万円、小中学校が3,664万円でございます。

御質問5点目の、御説明の調査結果につきましては、無償化を実施している教育委員会の数ではなく、先ほど申されましたように、物価高騰対応分など、保護者負担軽減に向けた取組を実施している教育委員会数であると認識した上での答弁とさせていただきます。

今後も引き続き無償化を実施していただきたいが、対応はにつきましては、国の支援がない状況では無償化を継続していくことは困難であると考えております。引き続き、経済的に困難な状況がある保護者については、就学援助制度などを活用し、給食費の支援を行ってまいります。

なお、食材費購入の支援は今年度末まで継続し、給食費の値上げは行わず、給食の栄養価と量と質を確保し、子供たちの心身の健全な発達のため給食を実施してまいります。

御理解、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 先ほど、憲法26条と学校給食法11条2項について、これは給食費は保護者負担ということを述べられましたが、そのことについてちょっと触れてみたいと思います。

憲法26条の義務教育はこれを無償とするは、給食費の無償化も含めたことが大前

提ではないでしょうか。しかも憲法29条は国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しないとあります。このことから給食費の無償化は直ちに実施すべきではないでしょうか、その点について再度お伺いします。

○議長（川本英輔議員） 坂本教育次長。

○教育次長（坂本孝博君） お答えをいたします。

昭和39年の最高裁判所の判決でございます。こちらのほうをちょっと読ませていただきます。

憲法26条2項後段の義務教育はこれを無償とするという意義は「国が義務教育を提供するにつき有償としないこと、換言すれば、子女の保護者に対しその子女に普通教育を受けさせるにつき、その対価を徴収しないことを定めたものであり、教育提供に対する対価とは授業料を意味するものと認められるから、同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当である。」というふうに書かれているということでございます。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 今回の給食費無償化の予算は、先ほど伺いましたところ、合計4,874万円と回答されました。基金の使用はできないものでしょうか。令和4年度歳入歳出決算書によると、基金の令和4年度残高は58億7,095万円で、前年度より1億9,888万円の積み増しです。また、今年度の補正でも2億2,500万円が計上されています。この積み増し金額を一部を回すだけで実施可能ではないでしょうか。ぜひ継続実施していただきたいと思いますが、対応はいかがでしょうか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 従前から申し上げておりますけども、今、たちまち50億円を余る基金がトータルであるわけでありまして、これからは例えば災害復旧の起債のほう、借金のほうの返済もこれからまだまだ額が上がってくるわけでありまして、そういう対応もしていかなければならないですし、特に今は道路の問題とかいろいろ一般質問も出ておりますけれども、そういう対応も、災害を経験をして、その中でやはり新たな道路計画も、今、計画をいたしております。

今、既に植田・水尻間の道路、これも広島呉道路の工事に併せてNEXCO西日本

のほうに委託をしておるんですけど、これでも11億円、12億円近くかかるような状況もございます。今からどんだんどんだんそういう面で基盤整備に財源を捻出していかなければならないというような状況もございます。

それと、今、半年間の給食費のことを申しましたけども、これ年間にしますと約9,000万円ぐらいかかるわけですね。これを毎年やっていくと、今の状況が続いたとして、毎年、これを負担をしていきますと、多分、いろいろな投資もしていかにゃいかんわけですから、15年もすると多分基金が枯渇するんじゃないかというふうな予測もいたしておりますし、やはり全体の住民福祉、これを考えたときには、ある程度、国からの支援がある場合には今回のような対応をさせていただきました。例えばコロナ禍の中で、インフルエンザの予防接種も、高齢者を対象とした予防接種もさせてもらっておりますし、あるいはまた妊婦さんにもさせてもらっておりますし、子供さんにもさせてもらっております。いろいろなことも今からやっていかなければならないと思います。20年、30年前と自然界が変わってきておるわけでありますので、やっぱりそこらも踏まえて、ある程度、何かあったときには即対応できるような備えも必要になってくると思いますんで、お気持ちはよく分かります。私も、当初、給食費を支援するに当たっては、即決断をしたわけでごさいますして、やはり若い人たち、子供を持つ若い人たちが、ものすごく困っておるわけだから、これは第一優先でやらにゃいかんということで、即決断をいたしました。

だけど今の状況を考えた折には、やはり全体的なことも、コロナも落ち着いてきたことであります。全体的なことも考えながら財政運営をしていきたいというふうに思っておりますんで、そこらはひとつ御理解をいただきたいと思います。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 次に移ります。

今、人口減少に対する少子化対策が待ったなしの状態です。このまま放置しますと、労働人口の不足による経済活動の縮小、担い手不足による医療福祉の崩壊、ひいては地方自治体の崩壊にも至ると言われています。少子化対策には経済的支援、保育施設の整備、男性の育児参加促進、地域活性化など、総合的な対策が必要と思われれます。まずはできることから経済的支援の給食費無償化が必要と思います。

この助成は父兄にとっては一番負担のかかる重要な施策です。この点からも継続給付が必要ですが、再度、御答弁ください。

○議長（川本英輔議員） 枝廣教育長。

○教育長（枝廣泰知君） 経済的に困難な状況がある保護者の方もおられると思いますが、その保護者の方には就学援助制度等を活用して、無償化あるいは半額補助等をさせていただいております。

学校給食法にありますように、給食費は原則は保護者負担であるということを考えつつ、この問題には取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 先ほども新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を使っていらっしゃると言われましたが、この交付金は令和4年度は4回ほど実施されて、坂町でもいろいろの給付金、支援等を実施していただきました。今年に入って、5月29日が締切りで7月中旬決定、また、10月2日締切りで11月中旬決定と連絡が入っていますが、この制度を使って、専決処分で保育所給食費無償化の実施はできないもののでしょうか、お伺いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 1時50分）

（再開 午後 1時51分）

○議長（川本英輔議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 山本企画財政課長。

○企画財政課長（山本 保君） 令和5年度の新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金につきましては、既に国のほうから坂町の限度額が示されておりました、4,009万7千円ほど示されておりますけれども、こちらにつきましては、給食費に3,711万円、残額につきましてはクーポン券の一般財源部分に充てるようにいたしておりますので、今年度も全て予算計上させていただいております、使い切るようにいたしております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 向田議員。

○5番（向田清一議員） 10月2日の締切りがあったと思うので、この点も再度検討

していただきたいということで、最後になります。

学校給食費の無償化は子育ての御家庭には大変喜ばれ、かけがえのない役割を果たしてきました。この制度を打ち切ることは、7人に1人とされている貧困状態とも言われる中、物価高騰も重なり、生活をどん底に突き落とすこととなります。何としても避けなければならないという思いです。

最初に述べました学校給食保護者負担軽減は昨年9月の調査です。ですから、既に1,491自治体、83.2%が何らかの形で助成を実施しているということになります。無償化した自治体は急速に増えて、令和元年度は76自治体、4.4%でしたが、令和5年8月には491自治体、27.4%まで増加しています。遅れを取らないためにも、子供が安全・安心して暮らせるためにも、町長の、再度、決意、決断をお願いして、私の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 先ほどもちょっと申し上げましたけども、なかなか各自治体によってやはり状況がいろいろあると思うんでございます。

そういう中で、今回のコロナ対応の臨時交付金を活用して、まず一番に子育て世代の給食費をまず支援することが一番ということで、先ほど申しましたように即決をさせていただきましたけども、これからも、今、国のほうでも学校給食の給食費の問題についてはいろいろ議論がなされております、こども家庭庁もできまして。そういう状況で、そういう国の動向も注視をしながら、どうあるべきかということをもたえていければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 4番池脇雅彦議員から「福祉相談窓口におけるプライバシー問題について」質問願います。

池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 「福祉相談窓口におけるプライバシー問題について」お伺いたします。

本年6月、本町は町内在住の障害者福祉手帳をお持ちの方を対象に福祉に関するアンケート調査を行ったと伺っております。この調査の対象になった方から、「障害者などの現状を知る上で、今回の調査の意義はよく分かる。しっかりと実態を把握し、対応してもらうことは大切なことだ。しかし、役場はこうした調査よりほかにやるべき問題があると思う」との御意見をいただきました。「ほかにやるべき問題とは何で

すか」とお聞きしたところ、「役場の福祉相談窓口は誰にでも丸見えである。本人の呼び出しも、名前を呼ばれ特定される。番号札などで対応するべきではないか。また、非常にデリケートな相談をしているのに、防音措置も不十分で、内容も筒抜けになっている。役場は住民のプライバシーについて一体どう考えているのか。一日も早く改善してほしい」ということでした。

そこで、お尋ねします。

現在の福祉相談窓口の状況について、相談者のプライバシーが十分に守られているとお考えですか。当局の見解をお答えください。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「福祉相談窓口におけるプライバシー問題について」お答えをいたします。

福祉の相談内容につきましては、住民の皆様のプライバシーに関わる内容が大部分を占めていることから、相談に対応する職員を含め、関係機関との連携につきましても最大限の配慮を行い、個人のプライバシーを厳守し、業務を遂行しているところでございます。

議員御質問の、相談者のプライバシーが十分に守られていると考えているのかにつきましては、個人の名前による呼び出しは、相談の内容や御本人の状況に配慮し、行わないようにしております。

また、相談、受付等はまずは各課のカウンターでお受けいたしますが、個別の状況に応じて、プライバシーがより確保される1階ロビーの相談ブース、相談室または2階の会議室等でプライバシーをより確保した上で相談を受けるようにいたしております。

さらに、事前に電話で相談の御予約をいただいた場合には、直接相談室へ案内をさせていただいたり、役場に来庁しにくい場合は町民センター会議室、保健センター、各ふれあいセンターなどにおいて個室を確保し、相談をお受けするように配慮しております。

町といたしましても、令和6年度に開設を予定をいたしております保健・福祉の総合相談窓口において、住民の皆様の抱える悩み事や困り事にしっかりと丁寧に耳を傾け、思いに寄り添ってお伺いをし、その解決に向けて関係機関と密に連携をしながら、ワンストップで対応することといたしております。

こうした中で、安心して相談いただけることは何より大事なことでありますので、相談者のプライバシーを守るといった環境づくりにも引き続きしっかりと取り組んでまいります。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 御答弁いただきました。

今のようなことが確実にやっていたら、私に入ってきた御意見もないように思いますけども、一人一人の小さな声、声なき声、ため息、嘆き、そうしたものを町政に届けるのが議員の仕事ですので、ちょっと同じ方から次のようなまた意見がありました。

障害を持つということは、障害を持たない人の目を気にしながら生きていく瞬間だらけなのです。それでも少しでも社会との関わりが持てたり、維持できたりできるよう、勇気を出して役場に行っているのです。その役場で役場の人にも来訪者にも見える、しゃべる内容も名前も筒抜けの今のような状況が本当に悲しい。せめて役場だけは障害者が周りの目にさらされる環境を何とかしてほしいです。これはこの方がたまにたまのかちょっと分かりませんが、いつも対応されているような形でやっていらっしやる、もしかするとそこから漏れてしまったのかも分かりませんが、改めてちょっとお尋ねしますが、こうした声を受けて、どのようにお感じになられてますか、お尋ねします。

○議長（川本英輔議員） 宮本民生課長。

○民生課長（宮本隆一君） 障害のある方も、健常者の方も、お互いに尊重し合いながら生きていけるような社会を目指して取り組んでまいっているところでございますが、今後、そういった声に耳を傾けながら対応していきたいと思いますが、答弁にもありましたように、来年度、保健福祉の総合窓口の開設を予定しております。その中でカウンター周りの整備も併せて行っていきながら、そういったことのないように対応していくとともに、職員一人一人に、いま一度、プライバシーの問題について考えて、住民の方にそういった不快な思いをしていただかないような体制を取ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 池脇議員。

○4番（池脇雅彦議員） 大変力強く、また、しっかりした御答弁をいただきました。

来年度開設予定の保健福祉の総合相談窓口において、その辺り、今、私が申し上げたこととか、今の御答弁いただいた内容を改善していただきたいと思ひますし、また、ワンストップということがクローズアップされてるんですけども、そこにプライバシー保護ということも十分に配慮した窓口になることを期待いたしまして、質問を終わります。

○議長（川本英輔議員） 10番柚木 喬議員から「再度聞く社会的弱者に水道料金などの減免を」について質問願ひます。

柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 「再度聞く社会的弱者に水道料金などの減免を」の件で質問します。

生活保護世帯、障害者世帯、寝たきり老人世帯、ひとり親世帯など、社会的弱者の水道料金、下水道使用料の福祉減免制度が既に近隣市町でも実施されており、我が町では生活保護世帯のみ実施されていると聞いております。物価高の生活困窮が追い打ちをかけている中、社会的弱者に支援が必要ではないでしょうか。

一方においては、坂町福祉のまちづくり計画の中で障害福祉サービス施設整備が進んでいます。福祉施策には生活支援が根底にあると思ひます。下記の点を再確認をいたします。

1、前回の答弁で、社会的弱者合計世帯は698世帯、月額減免額1,689円、年間で、これは生活保護世帯を除く金額ですけども、1,420万円が必要とされるとありました。この水道料金など減免事業を早々に実施してほしい。

2点目、前回、減免を実施しない理由として、国の社会保障制度により、それぞれの環境や状況に応じて適切な給付がなされていることから、現時点では減免を考へていないと答弁いただきましたが、具体的に適切な給付とは何かを再度説明いただきたい。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 「再度聞く社会的弱者に水道料金などの減免を」の件についてお答えをいたします。

御質問1点目の、水道料金など減免事業を早々に実施してほしいについてでございますが、1年前に同様の御質問でお答えをしたとおり、住民の安心や生活の安定を支

えるセーフティネットである国の各種社会保障制度により、それぞれの環境や状況に応じて適切な給付がなされていることから、現時点で水道料金などの減免事業を実施することは考えておりません。

御質問2点目の、具体的に適切な給付とは何かについてでございますが、これまで令和3年度から令和5年度までの3年間にわたり、非課税世帯やひとり親家庭などを対象に、新型コロナウイルス感染症または物価高騰対策として各種給付金を給付をしてまいりました。

令和3年度においては、非課税世帯1,470世帯に1世帯当たり10万円、計1億4,700万円を、ひとり親家庭の児童280人に1人当たり5万円、計1,400万円を給付しました。

令和4年度には、非課税世帯1,326世帯に1世帯当たり5万円、計6,630万円を、ひとり親家庭の児童281人に1人当たり5万円、計1,405万円を給付をいたしました。

また、令和5年度においては、現在給付中でございますが、非課税世帯1,400世帯に1世帯当たり3万円、計4,200万円を、ひとり親家庭の児童320人に1人当たり5万円、計1,600万円を給付する予定でございます。

このように、より多くの町民の皆様に国の各種社会保障制度により、それぞれの環境や状況に応じて給付されることこそ適切な給付であると認識をいたしております。

御理解のほど、よろしく願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） まず、町長、伺います。

単純に、私、思うのには、行政ができる基本的な福祉というのは、いわゆる社会的弱者に最低限の生活費を援助して補助してあげることだと思うんですね。それ以外にいっぱいあるかもしれんけど、基本的な感覚はそういうふうだと思うんですが、要は福祉、福祉という言葉が躍っちゃ、ものすごいけんと思うんだけど、こういうふうな最低限の施策いうんですか、即やっぱり実行すべきだと思うんですが、その辺の見解は、全然、どういうふうに思われますか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 福祉の各種施策については、国の、最低限の生活であれば、生活保護制度にのっとって生活保護を受けていただくようにしております。

その中で民生課において相談を受け付けるわけなんですけど、その中でしっかりと状況をお聞きして、生活保護に該当するのであれば、直ちに生活保護を受けていただく。それに至らなかった場合は、さらに就職をあっせんするとか、そのほかの制度につないでいくというようなことをやっていますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） この減免制度は前回も1年前の一般質問で言ったんですけども、府中町、海田町でも既に実施されてるんですよ。それで、海田町では水道料金の福祉減免制度とうたって実施されてるんですよ。本町においては、今、1,420万円が要は単純に生活保護を除く、生活保護ができてるんで、除く金額として提示されてるんですが、これはやっぱり社会的弱者に対する坂町の私は仮じゃないかと思う。早うやらなきゃいけないのじゃないかというと思うんですよ。それが物価高の生活困窮の追い打ちをかけて、やはりこれも、即、これは待ったなしでやっていただきたいと思うんですが、どのようにお考えですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 物価高による生活が苦しいことによる経済対策については、国のほうでやっていただいとる制度を利用して本町の場合は実施しているわけですが、今後も物価高が続くようなことでございますので、今後も国の動向を注視しながらやっていきたいと思っております。

その場合は、これまでも経済対策を行っておりますが、坂町の場合、ほかの町より迅速に対応いたしまして、ほかの町より早く給付を開始しとるということで、職員一同取り組んでまいりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） 今、施策を実施しないという理由として答弁に挙げられた社会保障制度、これ、答弁は一連の国の施策を挙げてこられましたよね。それは確かにそうなんですけども、そこの中に出てこない障害者世帯とか、寝たきり老人世帯には何をしてるんですか。

○議長（川本英輔議員） 宮本課長。

○民生課長（宮本隆一君） 障害者世帯に対しては障害者自立支援法に基づいて各種の

支援を行っています。また、高齢者については、介護保険の制度にのっとり各種支援を行っているところでございます。

そのほか、日々、いろんな方が役場の窓口にご相談に来られますが、そういった方の悩み事とか困り事をしっかり聴いて、また新しいほかの支援が必要であれば、そういった制度に結びつけたり、また、精神的な支えもやっていけるように心がけてやっております。

以上でございます。

○議長（川本英輔議員） 柚木議員。

○10番（柚木 喬議員） いわゆる施策を実施しない理由としていろいろと各種ことをやってきたという、非課税世帯云々ですね、全部並べられたんですけど、やはりこれちょっと、要は1,450万円を社会的な弱者に加えるか、基金に入れるかというのが瀬戸際と思うんですよね。なかなか納得いかんと思うんですよね。

ちょっと今までの答弁が硬直的ですから言うんですけども、この減免制度は、こういうことをちょっと調べてみたんですけど、府中町、海田町とも平成9年に施行されてるんですよ。平成9年に施行されて、数えれば、まさに26年こういうことを、多分途中様々な改正があったと思うんですけども、必ずしも100%の社会的弱者になってないと思うんですけど、26年前からずっとやってるんですよ。うちは知らぬふりいうか、基金に入れ込んだだけで、このことについては、ちょっと言葉は悪いけど、恥を知らなきゃいけないんじゃないかと思うんですよね。残念でしょうがないよね、これ。だから、やはり幾らか社会的弱者にちょっと手を差し伸べなきゃいけないと思うんですが、町長、これ最後にするんですが、その辺は全然力強いコメントはないですか。

○議長（川本英輔議員） 吉田町長。

○町長（吉田隆行君） 各種国の制度もございますし、また、府中町、海田町がどういうふうなことをしておるのかということももう一回確認をしながら、やはり坂町でできることはしっかりやっていきたいと、そういう考えでおりますので、よろしく願いいたします。

○議長（川本英輔議員） 以上で、一般質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（川本英輔議員） 暫時休憩いたします。

再開は2時25分とさせていただきます。

(休憩 午後 2時16分)

(再開 午後 2時25分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 日程第2 議案第48号「令和4年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、日程第3 議案第49号「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第4 議案第50号「令和4年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第5 議案第51号「令和4年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6 議案第52号「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」の5議案を一括議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

よって、日程第2、議案第48号から日程第6、議案第52号までを一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

吉田町長。

○町長(吉田隆行君) 議案第48号「令和4年度坂町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第49号「令和4年度坂町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第50号「令和4年度坂町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第51号「令和4年度坂町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」及び議案第52号「令和4年度坂町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」一括して御説明を申し上げます。

令和4年度の一般会計決算は、ベイサイドビーチ坂へ新たに整備した物販施設等に経費を要した中、国・県支出金の活用や地方交付税の増額などにより、実質収支は黒字決算となりました。

歳入歳出決算書の181ページをお開きください。

歳入総額83億7,646万5,187円、歳出総額76億8,998万7,122円、

歳入歳出差引額 6 億 8,647 万 8,065 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 3 億 1,743 万 7,107 円を控除した実質収支額は 3 億 6,904 万 958 円になりました。前年度に比べ、歳入決算額は 1,998 万 6,797 円の増、率にして 0.2% の増となり、歳出決算額は 4 億 8,780 万 8,729 円の増、率にして 6.8% の増となっております。

それでは、歳入につきまして概要を御説明を申し上げます。

15 ページの町税は 22 億 2,255 万 2,067 円で、前年度に比べ 2,563 万 8,728 円の増、率にして 1.2% の増となりました。また、徴収率は 98.3% となっております。

21 ページの地方交付税は 14 億 8,855 万 9 千円で、前年度に比べ 2 億 3,617 万 2 千円の増、率にして 18.9% の増となりました。

27 ページの国庫支出金は、都市防災総合推進事業、子どものための教育・保育給付事業などの実施により 17 億 3,530 万 2,249 円となりました。

53 ページの町債は、町民センター設備改修事業、臨時財政対策債など 3 億 3,208 万 2 千円となりました。

次に、歳出につきまして概要を御説明を申し上げます。

総務費では、65 ページの財政管理費が、財政調整基金積立金などにより 2 億 103 万 6,780 円となっております。

民生費では、89 ページの老人福祉費が、広島県後期高齢者医療広域連合療養給付費、介護保険事業及び後期高齢者医療特別会計への繰出金などにより 4 億 2,424 万 6,355 円、99 ページの保育所費が、私立保育園運営費などにより 5 億 4,872 万 6,571 円となっております。

衛生費では、107 ページの予防費が、新型コロナウイルスワクチン接種事業などにより 2 億 2,128 万 3,758 円となっております。

商工費では、121 ページの商工振興費が、ベイサイドビーチ坂物販施設等整備工事などにより、繰越明許及び事故繰越分を含め 6 億 2,836 万 7,230 円となっております。

土木費では、125 ページの道路新設改良費が、都市防災総合推進事業などにより、繰越明許及び事故繰越分を含め 5 億 2,325 万 5,166 円、133 ページの公共下水道費が、下水道事業特別会計繰出金により 2 億 4,929 万 5 千円となっております。

す。

教育費では、147ページの小学校費及び153ページの中学校費におきまして、各小中学校の施設維持管理及び教育振興に係る経費を合わせ2億1,014万3,155円、163ページの町民センター費が、町民センター管理事業などにより1億4,052万4,653円となっております。

災害復旧費では、175ページの道路橋梁災害復旧費が、平成30年7月豪雨の復旧工事費などにより、繰越明許及び事故繰越分を含め1億68万9,700円、177ページの公債費は、平成30年7月豪雨に係る災害復旧債において、元金償還額が増加したことにより7億1,977万1,966円で、前年度に比べ54.4%の増となっております。

次に、国民健康保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

209ページをお開きください。

歳入総額13億3,765万2,341円、歳出総額11億5,865万7,651円、実質収支額1億7,899万4,690円となっております。前年度に比べ歳入決算額は3,516万3,890円の増、率にして2.7%の増となり、歳出決算額は50万4,936円の減となっております。

歳入では、191ページの国民健康保険税が2億495万3,774円で、前年度に比べ4%の減となっております。

歳出では、199ページの保険給付費が8億3,303万8,219円で、前年度に比べ2.0%の減となっております。

次に、下水道事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

229ページをお開きください。

歳入総額6億5,119万7,008円、歳出総額6億3,596万9,572円、翌年度へ繰り越すべき財源53万7,800円を控除した実質収支額は1,468万9,636円となっております。前年度に比べ歳入決算額は5,121万9,908円の減、率にして7.3%の減となり、歳出決算額は5,912万4,661円の減、率にして8.5%の減となっております。

歳入では、217ページの公共下水道使用料が2億4,441万7,878円で、前年度に比べ1.3%の減となっております。

歳出では、225ページの公債費が3億9,953万4,058円で、前年度に比べ

1.9%の減となっております。

次に、介護保険事業特別会計の決算につきまして御説明を申し上げます。

253ページをお開きください。

歳入総額13億4,844万2,767円、歳出総額13億3,016万3,516円、実質収支額1,827万9,251円となっております。前年度に比べ歳入決算額は614万6,050円の減、率にして0.5%の減となり、歳出決算額は1,130万5,831円の増、率にして0.9%の増となっております。

歳入では、237ページの保険料が2億5,427万709円で、前年度に比べ0.6%の減となっております。

歳出では、243ページの保険給付費が11億9,450万5,568円で、前年度に比べ0.3%の増となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計の決算につきまして御説明申し上げます。

267ページをお開きください。

歳入総額1億9,076万1,706円、歳出総額1億8,854万1,249円、実質収支額222万457円となっております。前年度に比べ歳入決算額は484万189円の増、率にして2.6%の増となり、歳出決算額は373万9,669円の増、率にして2.0%の増となっております。

歳入では、261ページの後期高齢者医療保険料が1億4,724万8,486円で、前年度に比べ3.1%の増となっております。

歳出では、265ページの後期高齢者医療広域連合納付金が1億8,681万8,632円で、前年度に比べ1.8%の増となっております。

最後になりましたが、今後の行財政運営に当たりましては、監査委員さんの御意見を尊重し、経費の節減合理化と施策の重点化を図るとともに、中長期的な観点から財源の年度間調整に留意しつつ、多様な行政需要に対処してまいりたい所存でございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（川本英輔議員） 続いて、令和4年度坂町決算審査意見書について監査委員から報告を求めます。

中川監査委員

○9番（中川ゆかり議員） 令和4年度坂町決算書の審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、令和4年度一般会計、国民健康保険事

業特別会計、下水道事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算書及び関係諸書類を審査した結果、次のとおり意見を報告します。

審査は、代表監査委員である田村好孝氏及び私、中川ゆかりの2人で実施いたしました。

審査した期間は令和5年6月26日から7月27日まで、実施日数11日間審査を行い、審査の着眼点として、1、係数の確認について、決算書と各種の関係諸帳簿及び証拠書類等を照合し、金額及び計算に偽りがないかどうかについての確認を行いました。

2、歳入歳出予算の執行状況、事業の実施状況について、審査に際しては、事業が予算計上目的に沿って合法的、効果的かつ経済的に執行されているか、会計事務は関係法規等に準拠して適正になされているか、財産の管理は適正に行われているかについて審査を行いました。

審査の結果、各会計歳入歳出決算書及び附属書類は法令に準拠し、適正に作成され、これらの係数を関係諸帳簿と照合した結果、全て正確で一致していると認められました。

また、予算の執行状況、会計事務の処理についても、関係法令等に遵守し、適正であると認められました。

以上で、報告を終わります。

○議長（川本英輔議員） 以上で、説明、報告を終わります。

お諮りします。

議案第48号から議案第52号までの決算認定議案については、坂町議会委員会条例第5条第1項及び第2項の規定により、議長、監査委員及び欠席議員を除き、委員の定数を9人とする令和4年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

○議長（川本英輔議員） 異議なし、と認めます。

よって、本件は令和4年度決算審査特別委員会を設置し、審査付託することに決定をいたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました令和4年度決算審査特別委員会の委員の選任について、坂町議会委員会条例第6条第2項の規定により、1番折中議員、2番岡村議員、3番縫部議員、4番池脇議員、5番向田議員、6番末吉議員、8番光岡議員、10番柚木議員、11番奥村議員の9名を指名します。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

○議長(川本英輔議員) 異議なし、と認めます。

令和4年度決算審査特別委員会の委員の選任については、ただいまの指名のとおり選任することに決定をいたしました。

それでは、ただいまから正副委員長を互選し、議長に報告してください。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時43分)

(再開 午後 2時44分)

○議長(川本英輔議員) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(川本英輔議員) 正副委員長の互選結果を報告します。

委員長に奥村議員、副委員長に光岡議員が選任されました。

また、審査日程は9月6日と9月8日の2日間に決定をいたしました。よろしくお願いたします。

それでは、本日はこれをもって散会とします。

再開は、9月11日午前10時の予定といたします。

お疲れさまでした。

○議会事務局長(西谷信樹君) 皆様、御起立をお願いいたします。

(起立)

○議会事務局長(西谷信樹君) 互礼。

(散会 午後2時44分)